

第 1 5 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年3月11日(木曜日) 午後1時30分			
召集の場所	築館町農村環境改善センター(築館町ふるさとセンター)			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年3月11日(木)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年3月11日(木)午後5時43分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 勇 輝	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
"	千 葉 伍 郎	"	鈴 木 国 雄	
"	佐 藤 幸 生	"	藤 橋 俊 五	
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	白鳥英敏		
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第2班長	菅原昭憲
	副幹事長	佐藤重博	調整第1班長	鈴木秀博
	総務部会長	高橋健一	調整第2班長	小野寺桂一
	病院部会長	菅原寿	総務第1班員	武田利喜夫
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(総務担当)	阿部貴夫	調整第1班員	千葉和義
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	調整第1班員	小山雅規
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第1班員	片倉茂
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第2班員	二階堂賢
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	高橋良通
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	栗原聡
	計画第1班長	高橋正淑		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	海老田慶子	委員	佐々木昭雄
傍聴	一般 57名 報道 4社			

次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 協議事項
 - 協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について
 - 協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて
- 6 提案事項
 - 協議第57号 地域審議会の取扱いについて
 - 協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 7 その他
- 8 閉会

1. 開 会 午後1時30分

鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。本日本配布しております資料でございますが、次第、協議会委員の名簿、協議第57号 地域審議会の取扱いについて、それから協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについての資料を配付してございます。

それから本日につきましては、前回提案申し上げました協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について、それから協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについての資料を使いながら協議していただくこととなります。

それから傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より第15回栗原地域合併協議会を開催いたします。

2. 委嘱状交付

鈴木事務局長 初めに、去る2月22日、栗駒町の議会議員選挙が行われました。今回、新たに委員となられた方、それから再任された委員さん方をご紹介申し上げます。新たに委員さんになられた方には、委嘱状の交付を行いたいと思っております。

初めに、この度栗駒町議会議長として協議会委員になられました高橋勇輝様でございます。名簿番号で14番に記載してございます。高橋様でございます。

続きまして、協議会委員として再任されました千葉伍郎様でございます。名簿番号23番でございます。

それでは、新たに協議会委員となられました委員さんに委嘱状の交付を行います。

発令月日は3月1日付ということでございます。

[委員に対し委嘱状の交付]

3. 挨拶

鈴木事務局長 それでは、当協議会会長であります菅原会長より開会のご挨拶を申し上げます。

菅原会長 第15回栗原地域合併協議会の開会に当たりまして、会長から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、ただ今委嘱状の交付をいたしました。栗駒町の議会議員選挙がございまして、この度めでたく栗駒町の議会において議長に選出され就任されました高橋勇輝様、直ちにこの協議会の委員として出席を賜っております。よろしくひとつお願い申し上げますし、なおまた千葉伍郎委員さんにもいろいろとご苦労さんでございますが、再度委員として選出賜りました。よろしくようお願い申し上げます次第であります。

さて、本日3月11日でございますが、各町村におきまして、3月の定例議会開会中という町村が数多くあったのではないかなと思う次第でございます。そういう中にありまして、議会を休会をいたさされて、栗原地域合併協議会の開会をすることができた訳でございますが、各町村議会の皆様方には大

変ご苦労をおかけいたしました。

ご承知のようにこの協議会、できるならば協議事項3月で終わるとというのが予定でございます。そういうことからいたしましてこれからの協議会、何回も申し上げますが、大変難しい協議事項が残されております。そういう協議をして参らなければなりません。ひとつ委員の皆様方にも何かとご勉強賜りまして、提案いたしております協議事項、何分にも慎重なご審議を賜りまして、提案どおりの確認ができれば会長としても幸いと存じますので、よろしくひとつお願いを申し上げる次第であります。

きょうの協議事項は2ヶ件でございますし、なおまた、提案事項もまた2ヶ件でございます。よろしくひとつお願いを申し上げまして、開会に先立ちましての会長からの挨拶といたします。

鈴木事務局長 それではこれより協議に入りますが、本日の欠席届は出ておりませんが、まだ築館町の白鳥委員、若柳の中嶋委員、金成の飯田委員3名の方が遅れておるようでございます。

委員52名中49名の委員さんに出席をいただいております。協議会規約に定めます定足数に達しておりますので、直ちに会議に入りたいと思います。

それでは、議事進行につきましては、協議会規約に定められておりますとおり菅原会長をお願いをいたしたいと思っております。

議長 それでは、第15回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、皆さんのお手元に差し上げております会議次第によりまして、会議を進めてまいります。

4. 会議録署名委員の指名

議長 まず、4番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして議長の方から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。

それでは、高清水町の海老田慶子委員、瀬峰町の佐々木昭雄委員のお2人を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

5. 協議事項

協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

議長 それでは早速でございますが、協議事項に入ります。

協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)についてを協議議題にいたします。

この案件は、前回の第14回の協議会の際に提案をいたし、事務局から説明をいたしております。

直ちに質疑に入ります。

それでは、一部事務組合等の取扱い(その2)について、ご意見、ご質疑等ございましたらお願いを申し上げます。ございませんか。はいどうぞ、高清水の武田委員。

武田正道委員 高清水の武田です。

合併も大分現実的になってきまして、町民の方々からもいろいろ質問を受けるのですけれども、相変わらず「調整」という言葉に対する質問が多くてというか、ちょっと聞かれた場合に返答に苦慮しているということです。それで、4つほど質問させていただきます。

1つ目。「合併後に調整する」という言葉が、新市のスタンスに立つということは理解できるのですが、合併時までに調整するということが、これに対して前回もご質問を差し上げたんですけれども、調整内容については3月25日に最終回を迎えた後も、その都度大切なことは協議会に報告する場を求めるといった答弁をいただいたと思うのですけれども、合併までに調整すると決めた、そのことに対しては調整内容についてはその後協議会では権限は残るのか。それとも、合併までに調整すると決めた時点で協議会の手から離れてしまうものなのか。1点です。

2点目。もし、協議会から離れたとすると、この言葉は主語がございませんので、どこで調整すると説明すればよいのか。要するに合併町村で調整するとか、事務局で調整をするとか、協議会で調整するとか、そういった主語がないので、その辺はどこで調整するのか。2点目です。

3点目。1の文言の部分です。栗原中央病院の手数料等については合併時までに調整するものとありますが、次の協議第56号でも取り上げられておりますので、ここに明記する必要はないのではないかと。削除してもよいのではないかとという質問です。質問というか、提案です。

4つ目。また、この文言のところで手数料等という表現が使われております。次の協議では、協議52号では手数料と使用料をはっきり区別して書いております。ここでいう手数料等の「等」とは、何を指すことなのか。以上、4点でございます。

議長 武田委員に対しまして、事務局答弁を願います。

濁沼事務局次長 それではお答えをいたします。

初めに、「合併時までに調整する」という具体的な内容ですが、これは合併時となりますと、来年の3月13日までに調整するということとなります。ただ、これはどういう組織の中で協議をされるかということですが、これはお分かりだと思うんですが、各分科会、各町村の担当係長で構成しております分科会があります。それからその上に、担当課長で構成しております部会があります。そういう分科会、部会等で議論を重ねて調整をしていくと。調整は、これも前回まで何回もお話ししておりますけれども、調整の内容につきましては、新たな基準を作ったり、それから金額的にかかる部分については、1つの金額で統一をするということなどであります。ただ、合併時まで調整された内容が、この協議会にどのような形で報告されるかというふうになりますが、これも前回までにお話ししております。協議会の持ち方としては、協定項目48項目については、合併協定時までに方向性を全て確認をし、協定ということになります。ただ、その協定の内容で、「合併時までに調整する」という項目が何点かございます。この調整内容については、合併協定以降の16年度において協議会を開催する予定であります。ただ、この回数については何回ということはまだ決めておりませんが、ある程度の回数を16年度においても協議会を持つということでありまして。その中において、16年度においてもということでありまして、その中で「合併時までに調整する」という内容で調整が整ったものについては、これまでの協議会の持ち方のように、毎月なり、それから月に2回というような部分ではない協議会の仕方になるだろうと思いますが、その協議会の中に報告させていただくということになります。

ただその場合に、先ほど話してありましたように、協議会に報告された部分でまた再度協議会でその内容について検討なりなされるのかという部分であります。これは考え方であり。今考えておりますことは、協議会にその調整内容を報告をしていくということで、例えば報告した内容が再度協議会の中で議論され、場合によっては調整内容が変わっていくということは、基本的にはあり得ないだろうと思います。これは協定時まで確認された、例えばくどいようですが、「合併時まで調整する」という調整方針に基づいて具体的に調整していくということになります。16年度の協議会においては、この協議会に報告をしていくということで、あえて再度議論をしていただくというものではなからうかと思っております。

千葉事務局次長 続きまして、3点目の手数料等の調整の件でございますが、まず一部事務組合の取扱いの中で栗原地域医療組合、こちらの規約の中で中央病院の手数料それから使用料等が掲げられてございます。従いまして、取扱いといたしましては一部事務組合の中身の取扱いを謳ってございます。ただし、病院・診療所事業の取扱いについて、こちらの方は今ある若柳それから栗駒の国保病院の手数料、使用料が存在してございます。実質新市におきましてその使用料、手数料につきましては一つの病院の調整ということで、参考資料として中央病院の分も病院・診療所の取扱いの方に添付させていただいております。従いまして、基本的には一部事務組合、こちらの医療組合の規約に定められてございます手数料、使用料はどうするのかといった意味で、双方の使用料の中には存在してございますが、あくまで病院・診療所の方は参考資料というふうに考えていただきたいというふうに思います。以上でございます。

それから、手数料等の「等」は何を指すのかといったご質問につきましては、これは使用料というふうに読み替えていただきたいと思っております。

議長 武田委員、いかがですか。

武田正道委員 おおよそは理解ができましたが、同じことであれば統一してもいいのかな。ここは文言の問題ですから、大きな問題ではないと言えば大きな問題ではないでしょうというような感じが、事務局にお任せします。

議長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

私の聞きたいのは1点目、中央病院の手数料等については、合併時まで調整するとありますけれども、なぜ金額を明示できなかったのかを聞きたい。

議長 分かりますか。

千葉事務局次長 これにつきましては、前回資料の病院の方に添付してございますが、手数料部分につきましては各町村で各証明書関係が若干違ってございます。それで現在部会の方で検討している最中ございまして、まだこれだという金額が定まっておりますのでこういった文言になってございます。これも先ほどの説明のように、整い次第お示ししたいというふうに考えてございます。

議長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 病院の手数料、これ各町村で決める訳ではないんですよ。医師会で統一してくる訳です。若柳とか栗駒とか中央病院で調整をしてくるのではなくて、もう医師会で決めて、その報酬について各診療所、病院に出していただくはずなんです。そうしますと、部会で検討しなくたって、医師会で

どのようにするんですか、しているんですかと聞いてそれに合わせるほかないんでしょう。小さなことは医師会でもそこまで決めてない部分があるからちょっと違うだけの話で。私が思うに、いつも調整する調整する、それでは自分たちで決定しますよと。この報酬なんて、点数なんて、もう医師会で決めているのがそのままいくほかないんです。栗原中央病院だけ決める、独自にやるということではできないはずなんです。だからこそ分かるものはもう明示してやっていってもらわないと、いつも調整すると言われたのでは、私どもが住民に何て説明するんですか。そのようなことでは困るんです。決められるものはどんどん決めていってもらわないと、我々が住民に説明ができないということなんです。ひとつ、どのような考えかをお聞きをしたい。

濁沼事務局次長 これは、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

これは若柳、栗駒の病院以下診療所等の手数料の内容をここに記載をしてあります。

ただ今のご意見は、その内容からいいますと協議第56号の病院・診療所事業の手数料の関係かなという感じがいたします。この部分については、今55号の協議ということでありますから、56号の中でお答えをしていきたいというふうに思います。

議長 そのほかございますか。千葉伍郎委員。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

何点かお尋ねします。

まず1点。1番の栗原地域医療組合の云々とありまして、処理をする財産、債務を新市に引き継ぐものとするというふうになっております。栗原中央病院の内部状況は、それなりに間接的に聞いておりますが、資産評価処理をしない、いわゆる平成14年度あるいは平成15年度末決算見込みというものは、どのような数値になるのか。まず1つ、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、この負債も含めて引き継ぐこととしたんだということになっておりますが、仄聞いたしておりますところを見ますと、後で通知を出してもらえれば分かりますが、かなりの負債の数値になっているはずであります。これを一体、医療組合の理事会でどのような議論がなされて、少なくとも合併前の14年、15年度、あるいは16年にもなりますか、この負債を抱き込んで合併に持ち込んでくる。これは余りにも言葉が過ぎるかもしれませんが暴挙ではないのかと。一体そこまで出てきている数字の経営責任というものはどのような形で説明をつけて新市に引き継ごうとしているのか。全然その辺は見えない訳です。これは、一昨日に行われました私たちの議会の特別委員会の中でも大分議論になりました。従って、全体が合意できるような説明をお願いしておきたいと思います。

2つ目。2番目の共有林関係であります。

お話によりますと、鶯沢町外一市九町村の共有林組合、一定の方向が出たようであります。さらに栗駒町、金成町の共有林組合についても一定の方向が出たようであります。鶯沢町外一ヶ町の共有林組合、これについてはどういう課題が残っておるためにこの文章の表現になっているのか、ここはお尋ねをしておきたいと思います。

それから、7番目の合併町村で構成されている協議会、最後の方に、新市において合併の日新に加入するものとするという話の内容を聞きますと、この資料7ページにあります、いわゆる栗原地域水道水質検査協議会、大崎地方水道水質検査協議会、言ってみれば合併をしても瀬峰と高清水は、大崎地方水道水質検査協議会に残るためにこういう表現になったのではないのでしょうか。前に水道事業会計、上

水道の際にも申し上げましたが、高清水、瀬峰は大崎から水を買っている関係から栗原郡内でも飛び抜けて水道料金が高いと言われております。これは、合併後も瀬峰、高清水の皆さん方に高い水を飲んでもらうんだという意味から、この水質検査協議会の方から抜け出せないというのでありましょか。この辺の内容についてもう少し突っ込んでお聞かせをいただきたい。

ちなみに瀬峰、高清水の料金体系をみますと、13ミリで30立方を使った場合に、私の方の町は6,224円ですが、高清水は8,450円、瀬峰が8,550円、こういう実態でありますから、合併をすることによって上水道の水を、栗原郡内の皆さんとできるだけ同じように料金を安い方に誘導していくということが、私は是非とも必要ではないだろうかというふうに思いますので、これとの関係があるのかなのか。そうしますと、先ほどくどいようですが、瀬峰、高清水の上水道の問題は、合併後も今言ったように二重の料金体系で、いわゆる瀬峰、高清水を除くグループと、瀬峰、高清水のグループというふうな料金体系を今後もとっていくんだという裏付けになるのではないかなと思います。この辺についてお聞かせをいただきたい。

議長 事務局、いいですか。

鈴木事務局長 千葉委員さんの第1点目は、栗原地域医療組合の15年度決算見込み額はというお話でございますが、詳しい資料は当事務局では持ってはおりませんが、先般の新聞報道によりますと、中央病院は02年度決算で実質4億円の赤字を計上したが、02年度に限っては、消費税還付金など剰余金で大きく補てんしたと。03年度決算は9月に確定するが、赤字計上が助長されているということでは私の方では知り得ておりません。以上でございます。

それから、共有林の鶯沢町外ヶ町の共有林野組合、こういった課題があるのかといったお話でございますが、これは構成している栗駒町が、そして鶯沢町さんの課題であるということだけで、こと具体については、当サイドでは詳しい内容は聞いてございません。ただ大変難しい問題があるので、これは合併時まで両町でもって協議をして、結論を出していくというふうに話を聞いてございます。

千葉事務局長 それから、3点目の水道水質検査協議会の関係でございますが、この水質検査につきましては、栗原地域の水質検査と、それから高清水、それから瀬峰さんが行っている大崎地域の水質検査、この中身が项目的にも違ってございます。それでこの水質検査については、大分デリケートな部分がございます。例えば急に栗原の方で水質検査を行えるというものではないそうでございます。従いまして、この調整案につきましては、高清水、瀬峰の水源の水質検査については、これまでどおり大崎の水質検査で行った方がベターであろうということでの提案でございます。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 最後の7番目の方からお尋ねをいたします。

大崎と栗原の水質検査の手法が違うから、高清水、瀬峰は、そちらの大崎圏の水質検査の方に行くんだという話ですが、私が言いましたように高い料金で水を飲んでいるという、合併後も同じようなことを繰り返すというのでは、新市になって、一つになっていこうとする時の意味合いからすれば、私はそんな程度の、いわゆる大崎から水を買っているがために、そのグループの検査方式に基づいてやらなくてはならないはずなんです。ですから新市に移行した後、例えば当分の間は今の体制をとりますが、いずれ栗原市の水を飲んでいただくと、こういう立場からするから、将来は栗原の検査体制に入っていたくんですよというぐらいの話なら分かるんですが、いつまでたつかわからない、水が一番高いところ

と低いところで、先ほど言った13ミリの30立方で2,700円違うんですよ。そういう水を合併後も何ら手を加えないで、検査項目の問題が主だか、どこが主だか分かりませんが、そういうものを積み残したままいくというのは、私は合併の意味が薄らいでくるのではないかと、この面については。従って、私はこの検査体制の問題もさることながら、上水道の供給体制のあり方についても関連をする問題ですから、そう私は簡単にいかないと思うんです、今みたいな答弁で。いいですか。ここはもう少し協議している皆さんに分かるように言って下さい。分からないでしょうが。いつまで続けるんだと、そういう体制を。専門部会で体系が違うからしょうがないなという形で、課題はみんな先送りしていくんですか。それを聞かせて下さい。

2つ目の共有林理組合の関係。

これはそうしますと、専門部会ではどういう課題が、今鷲沢町外一ヶ町共有林組合の課題としては、何が残っていたために、ほかの三つはもう既にそれぞれの議会も開かれて、確認をされているようですが、ここだけが残っている。私の方で一昨日やりましたが、分かりません。正直なところ。だから専門部会で何が課題になって現在の積み残しになっているのか。ちょっと専門部会の担当者の方きちっと答えて下さい。

1番目の中央病院の債務。いや、よくも言うものだね。債務が、これはあれでしょう、先ほど局長が言ったような形というのは異常な取扱いでしょう、経理上の取扱いとしては、9億4,000万円という話が一人歩きしているのではないですか、平成14年の決算は。そうしますと、その数で推移しますと、15年度の決算はそれを上回することは間違いない。間違いないんだというなら、その数字を出して下さい。数字を出さないでこういう文書をよくも綴れるものだと思っているんです。違うなら違うでいいです。会計上の合法的なやり方をして14年度は処理したというふうに私は理解をしているんですが、普通の、うちの方の病院も含めて、企業会計のもとで処理をしたと。従って、14年度あるいは15年度決算見込みも含めて、累積債務というものは、ではどの程度に見込んだためにこういう文章表現になったのでしょうか。もとをただせば、平成14年2月13日に協定を結び直しました栗原地域医療体制整備に関する覚書、これは10ヶ町村、首長さんたちみんな判をつけている訳です。この中で8条の2栗原中央病院の運営費の経費負担について、別途協議をするということですずっと先延ばしにしてきたわけなんですよ、これは。何を言わんとする。それぞれの、私の方の病院も若柳の病院だって、経営上は大変厳しい中で精いっぱい努力してきた訳です。そうしますと、栗原中央病院の年度ごと決算ではなくて、どういう数字になるかというのは、この協議項目でいう債務を新市に引き継ぐというのは、どのぐらいのもの、あるいはどのぐらい年度に発生をしていくかというものを大づかみに持っていないで、協議会でよしやよしやという訳にはいかないのではないですか。もともと先ほどの間違いもやはり、2回ぐらい協定書、まだそのまま履行していないということですよ。これはあいまいにしないでしっかりと答えて下さい。

議長 会長の方からまずあらかじめお話ししますが、鷲沢町外一ヶ町村の共有林組合、これは組合議会というものもあるだろうし、当局もあるだろうするので、この問題については鷲沢町と栗駒町の問題なので、恐らく管理者は鷲沢町長さんがなっておられると思うんですが、恐らくそのことについては、両町の組合議会等でもいろいろと話があると思いますので、もしお話しできるのであれば、管理者である鷲沢町長さんからお話を願ってはいかがでしょうか。千葉委員、いいですか。（「結構です」の

声あり) それでは後で、鷺沢町長さんよろしく申し上げます。

それから、栗原中央病院のいわゆる決算問題。14年度の決算は組合議会でも既に決算を認定しております。承認しております。ですからこれは、14年度の決算は当然15年度の会計に引き継がれて、15年度のいわゆる決算によってこの問題といいますが、15年度の決算のいわゆる赤字分を15年度に引き継いでいる訳ですから、15年度の決算が出ればそれらはきちんと分かるはずですよ。ですから、この問題についても組合議会、引いては理事会でいろいろと論議いたしました。ここに理事長がおりますので、理事長の方から答弁をさせますので、お聞き取り下さい。

千葉栗原地域医療組合理事長(築館町長) 理事長から、大した理事長ではないんですけども、答弁をいたします。

医療組合の議会というのがありますが、若干人が入れ替わりましたけれども、医療組合に出ている議員さん方12人で協議をしまして、どうも医療組合も少し明確でないところがあるからということで条例を作りまして、特別委員会という10人で構成するものがありまして、その時に議題となりましたのは、企業会計で決算をやっているんだけど、赤字が出た場合に、新市に移行する前に赤字を全部構成町村で払って、体をきれいにしていくべきではないかという趣旨の申し合わせがあったようです。それでいろいろ検討いたしました結果、平成15年度の決算は9月にならないとできないんです。まだ3月末では年度会計ではないものですから。そういう面で今までの経理について、建築費の負担は今までも、病院が開業してしまっただけからの赤字が出た場合には、私たちの町ではそういうふうに金を出さないという決議をした町の議会もありまして、その時は困ると。いずれは合併すると何とかけりをつけなければいけないということで、議員さん方も非常に心配をして、特別委員会で検討をしたんですが、そのときの決議は、合併する前に病院の赤字であれば各町村が分にに応じて負担をして、新市に移行するとき赤字のない形にしていっていいのではないかと、こういう結論になった訳であります。

しかしながら、今日現在で申し上げますと、平成15年度の決算がまだありません。9月頃できる訳ですから、そのときに赤字が出るものか。端で考えるほど大きな赤字はありませんよ。だから、実際に本当に負担が必要であるか、負担が必要ではなくてきれいな体でもって移れるかどうかというのは、今まだすぐここで結論は出ない訳でありますから、そのことはご理解をいただきたいと思っております。

私どもは理事会で言ったのは、仮に赤字が出たとしても、単年度ごとに決算をして補てんをするという形でないものですから、この先ずっと病院を2年も3年もやっていって、これではだめだなというふうな時期というのがある訳です。そうなった場合には、将来のことを考えて応分の負担をしようという。そのときは既に栗原市に移行したときの時期のことをいうものですから、合併する来年の3月前にきれいな体にするということは實際上、物理的にできるかできないかちょっと分からないところがある。そういうような状況になっておりますので、いずれその問題については今年の9月の決算を、その時期になって、本当に赤字が出れば何とかしなくてはいかんということになるのですが、平らでない額の赤字であるかどうかということは、今後の決算の仕方によって決まるものですから、その時期までお待ちいただきたい。

ところが、その前に合併協議というのは、その病院と関係なしにどんどん前に進んでいるから、調印

したり何かするというような時期がありますから、それについて各町村の名前で負担をすべき時期というのは、何ぼゆっくりしたって来年の3月前に決めなくてはいけないことですから、それを物理的に可能なかどうかということが私は問題だと思うんですが、もう少しそれについては、その時期までご猶予をいただきたいというふうに思います。

議長 それではまず、水道の問題はまた後で事務局の方で答弁させます。

それでは、鷺沢の町長さん、ひとつお願いします。

葛岡鷺沢町外一ヶ町共有林野組合管理者（鷺沢町長） 鷺沢町外一ヶ町共有林野組合の管理者をしております鷺沢町長でございます。

この林野組合は、栗駒町桜田地区という合併前の地域がそのままこの管理の組織の中に入ってあったという特殊な1つのケースであります。鷺沢町は、鷺沢町1ヶ町丸々でございます。今までは管理運営に当たりましては、何ら心配なく土地の貸し付けとかというもので運用しながら組合の管理をやってきた訳でございます。時にはそれぞれ基金を取り崩した配当などは、持ち分の割合で配当してきた訳でございます。これについては当然ながら栗駒町の中で桜田地域の人たちの地域づくりのために還元されてきたという経過をお聞きしております。

そういうことでありますから、将来合併した場合に、その地域そのものがどのようになるのかという地域からの問題も出てきておりまして、今後残された期間の中でどのように方向付けをしようかということで、実は3月5日の定例議会が終わった後に、構成している委員6名おりますけれども、協議をした経過がございます。

栗駒町の委員3名につきましては桜田地域の方々に構成されておりまして、今後の取扱いをどうするかということで、協議会を開きながら、何とか早い機会に一定の方向付けをしなければならない。現段階ではこのような確認をしただけでございます。

いろいろ財産の取扱いをする前に、丸々の権利が栗駒町の議会の中で出してくれればいいんでしょうけれども、そのような実情になっていないということが、今このような状況下になっているということで、大変これからのスケジュール、何とか9月頃までには方向付けをしていきたいと、管理者としてはそのように思っているところでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

では、水道のことについて、事務局答弁。

濁沼事務局次長 上水道の使用料のお話、先ほど確かに高清水、それから瀬峰両町については、郡内の8ヶ町村の料金体系でも非常に高い料金であります。この内容については具体的には、昨年11月27日の協議会の中で上水道事業ということでご確認をいただきました。この料金の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとするという部分で、これは当然新市になりまして、この時点でもご説明いたしましたけれども、新市になった場合にこの上水道会計は1つにしなければならないということで、新たな計画を策定をしなければならないということで、その中で全体の栗原の上水関係をどのように扱うか。これは新たな計画の策定を含めて、その時点で料金体系を検討するというので、ご確認をいただきました。

ただ、考え方としては、ただ今高清水、それから瀬峰両町については、大崎から水を買っているということで、これは自前で水をつくっているという部分ではなくて、向こうの水を買っているというよう

になります。その部分の料金が非常に高い訳ですから、これから新市において将来的にもそういう方法がいいのか、それとも栗原で上水、何ヶ所か持っております。その部分だけ配水管、給水管等つながら、この栗原の自前の水を供給していくのか、それらも含めて新市において新たな計画の中で検討するというところであります。そういうことで確認をされたというふうに理解をしております。

ただ、今回この一部事務組合の関係については、あくまで水道水質検査の部分になります。この部分については、これは大崎から水を買っている部分にかかる水質の検査でありますから、これは大崎の水質検査協議会の方に業務を委託しようという部分でありますから、この部分とその2町の上水道をどういう方向でこれから検討するのかという部分については、これは新市においてまた新たな計画の中で検討を加えるということでもありますから、これは切り離して、この一部事務組合の問題についてはご検討いただければよろしいのかなというふうに思います。以上です。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 今答弁をいただいたこの瀬峰、高清水町の上水の関係ですが、そうしますと新市になっても上水道の料金体系は、瀬峰、高清水のいわゆる大崎から水を買っている高清水、瀬峰のグループと、そうではなくて自前の栗原郡内の水を飲んでいるグループと、料金体系が出発後は2つになっていくということで理解していいんですか。それは、いつの時期になるかは分かりませんが、協議はするけれども、その体制をいつに移行するかという段階までは専門部会を含めて議論をされていない、こういうふうな理解でよろしいですか。そこを一つ。

それから、何回もくどいように申し訳ないんですが、私は栗原中央病院の赤字を、身をきれいにしていまいとか何とかという話ではないんです。一体どういう経営状況になっているのだろうということが一番のポイントなんです。ご案内のとおり、私の方よりも周辺提携区域が広い石巻なども宮城県下でワーストワンということで、今病院経営が大きな問題になっています。あるいは、黒川の病院などは身売りの話まで今出ている訳です。そういう状況などを考えますと、とにかく栗原に1つだから、新市にみんな引き継いで、余り細かいことは言わないで債務も含めてざっと引き継げばいいんだということではなくて、実情は実情として話をして提起をしていただいて、その上に立ってこういう手法で移行させていただきますというのが私は筋だと思えます。その出発点はやはり今言ったように、平成14年2月13日にこうした協定文を、覚書を結び直したんですが、その後、まだ赤字が発生していないという立場でしようかどうか分かりませんが、費用負担のことについては決めていない。その中にはやはり平成13年9月にある町村で、病院の方に、栗原中央病院の理事長宛に意見書が付されている。この中には、栗原中央病院の経営赤字については負担しないものとする、こういう文章が意見書として取りまとめられている。これが今の現状ではないんでしょうか。そういうのが足かせになって、とにかくたまたま合併がその後発生をしたために、14年度15年度の決算は、もう着陸地点に入ったと言われている合併に一気になだれ込んでいく。余り深い議論をしないでなだれ込んでいくという結末に今迎えているのではないのでしょうか。そんなことを言えば言い過ぎでしょうか。いろんなものが絡んで決めない方がいいと思って決めていないのではないですか。私はそれでは余りにもいいスタイルではないと思いますよ。各町村が負担するかしないかはまた別といたしましても、それぞれの財政の状況があるわけですから。でもやはり今現在一定のルールに従えば、こういう実態ですよということを踏まえて、この協議文章でひとつまとめていただいけませんかというのが私は協議会への提出姿勢ではないのでしょうか。このこと

は、ぜひ理事長でも会長でも結構ですから、もう少し丁寧にご答弁をいただきたい。

会長 それでは、まず水道のこと。

濁沼事務局次長 これは、先ほど言いましたように11月の上水道事業の協定項目の中の議論を思い出していただきたいと思いますが、これは10ヶ町村の料金体系はいろんな体系があります。これは戻るような議論になりますが、用途別なり口径別なり、いろんな部分でその料金体系が10ヶ町村それぞれ違いがあります。当然その料金についても非常に格差がございます。ただ、新市においては上水道企業会計はこれ一本になります。この全体の計画の中で、当然この全体計画を新たに見直す段階で料金体系は一本にするのではないということで、結論からいいますと高清水さん、それから瀬峰さんについては、水を買っておっても、会計からいいますとあくまでも上水道事業でございます。でありますから、自前の部分と水を買っている部分、料金を分けた設定というのは、これはまず料金の体系は1つありますからこれはあり得ないということで、調整内容のとおり、この部分は当分の間現行のとおりとして新市において調整するというので、新市において料金体系を2つにするということではなくて、瀬峰、高清水を含めて料金体系は一本にするということになります。以上です。

議長 それから中央病院の問題でございますが、会長から申し上げておきますが、このことについては、医療組合の組合議会でも、総務委員会等開会いたしまして、赤字を合併前に負担すべきであるというふうな意見書が理事長に提出されておることそのとおりです。ただ、その組合議会において、しからば満場一致でそれが決まったのかというと、これもまた満場一致でもなかったそうです。やはり企業会計の赤字というものは、その年度は当然赤字かもしれないが、逐次行っていく間にこれが黒字になる場合もある。それから、いろいろと理由を申し上げれば、それを各町村が負担をするということもそのとおりであるが、国においては赤字を解消するために整備計画というものをを出させて、その赤字を解消するために特別地方交付税などで恩典を与えながら、恩典を与えといいますか地方交付税などでそれらの措置の一部国が負担をして、赤字を解消するというふうなものもあります。

そういうことで、現実にこの赤字を負担するということについては、10ヶ町村話し合いさえつければ、これは当然負担をしていかなければならないものであらうと思いますし、なおこれを負担するということになれば、各町村で今決定してあります中央病院の規約の中に負担割合を設けて、規約を変更していかなければならない。これがまず大きな一つであります。そういうことからすると、9月の中央病院の決算が出た後に、その赤字の負担をする方法を決めて、組合議会の規約をまず検討しなくてはいけない。これは各町村の議会で議決をしなくてはいけない。そういうふうな手続を踏みながらやっていると、これまた時間もかかるのかなというふうなことも理事会ではありました。そんなこんなで、理事会としても赤字を負担をして、合併前にこれを負担して新市に引き継ぐというふうなことまでは理事会でも結論が出ておらなかったというのが現実でございます、先ほど理事長がお話ししたとおりでございます。

議長 はい、もう1回、千葉委員。

千葉伍郎委員 私は、町村が負担をするんだこうだと言っているのではないんです。中央病院の債務という問題がここに文字として表れていますから、経営実態はどうなっているんだと。このところを聞かない訳にはいかないんですよね。それから、9月だとか10月の話をされますが、今の時点、もうあと1回でこの合併協議会が終わろうとしている訳です。合併前までに調整するとか、さまざまなも

のがいっぱいあるんですが、しかし一方ではもうこれ3月25日が終わりますと、住民懇談会が開かれる訳です。しかし皆さんもご案内のとおり、何がどのように決まったんだということを問われた時に、はてということになるのではないのでしょうか。そして今のような課題が、いや実は9月とか10月の決算を見てからということ、住民の皆さんが納得するのでしょうか。そこを私は合併の、首長さん方の協定書の策定、そして議会の承認、こういう手続が既にスケジュールに載っている訳です。それとはもう全く関係ないような日にちで今のような話がされるものですから、理解できる人は理解するでしょうけれども、一般的にはなかなか理解しづらいのではないのでしょうか。ですから私は、半分決めてするのモさることながら、一体病院の経営実態というのはどのようなぐらいの負債を抱えてこういう表現にならざるを得ないのかということまではお話していいのではないのでしょうか。決まり文句ではなくて、もう少し丁寧に説明してくれませんか。何回も何回もひどいですから。

議長 病院経営の平成15年度の最終補正予算も先日の組合議会で決まったようですし、あと残される日数も、年度も少なくなって参りましたので、恐らく決算見込みといいますが、そういうものは出てくるものであろうと私も思っております。その結果については、今ここで詳細な数字を申し上げるとい、事務局でも持ち合わせがないようでございますので、この数字は後でお渡しをする、お示しをするというような方向でいかがでしょうか。遠藤委員。

遠藤 實委員 今までの議論をお聞きしていると、何か非常に両方の意見は、なかなかかみ合わないなかなか説明しにくいし鋭意努力しているのも分かりますし、さらに9月にならねば決算状況が出ないと。例えば、これがその経営状態でだめだといった場合は、一部事務組合はあくまで一部事務組合として結果的にはどこにもいかない訳ですよ。やはり新しい市に引き継ぐ、あるいは合併する前をもって、前日をもって解散。あるいは一部事務組合が全て新しい市に引き継がなければならない訳です。そこをひとつ今からの病院の経営は、それこそが理事者として責任を持ってもらいたいし、その辺はその辺でいいですけども、ただやはりこれを赤字が幾らになった結果で言えばこれだと、あるいはこうなると。それを引き継がないという訳にはいかない訳ですから。ひとつその方向で、前向きに情報を説明していただきたいと。以上。

議長 そのほか、ありますか。高橋委員。

高橋義雄委員 今、遠藤委員さんのお話、まさにそのとおりだと思います。私も、各町村もろもろのものがあまして、決して皆あらゆるものが健全な財政で運営されているとも思えない。そういったようなものを一々ここで申し上げて議論して、それを身をきれいになって合併しなければだめだなんていう話になればそれはもう進みませんので、今遠藤委員がいったお話で、まさしく結構だと思います。

それで私は、上水道の瀬峰、高清水の話が千葉委員からお話がありましたけれども、水質検査ですから、あれは当然大崎水道から水を購入している訳でありますから当然料金も違いますし、検査体制も違うのは当然でありまして、それはそれでいいんだと思いますが、新市に移行してからそのままの料金体系でいくのかと。あるいはまた栗原郡からの水を飲ませないのかといったような議論もありましたけれども、これは大きなさまざまなクリアしなければならない問題がいっぱいあると思います。水利権の問題もあり、それから上水道施設の建設もあり、さまざまな問題があつてなかなかにしてこれは一朝一夕に、新市になっていったからといって栗原郡は19年でもってこの認可変更をとって統一していくと、料金を統一したいというような先の確認事項があつたようでありますけれども、瀬峰さん、高清水

さんにとっては大変お気の毒ではありますが、当分の間はこのままいかざるを得ないだろうと。そうではないと、どこから水を持ってきてどこからその上水道を高清水、瀬峰さんに供給するのかという問題になったら大きな問題ですから、これはそれこそ時間と手間暇かかるんだと思います。ですからこのことを、水質検査協議会とは全く別の話でありまして、この部分についてもこれでいいと思います。

それから、ある町村が中央病院の負担をしない決議をした。これはまさしくあります。若柳町がやっております。と申しますのは、運営費の負担の関係であります。

これは、その前に平成12年3月議会において若柳町では決議をしまして、医療組合に提出しております。若柳町長にも医療組合にも、実際に私も行きましたけれども、5項目にわたりましてこの決議した内容を医療組合に提出しておりますけれども、その中の1つに医療組合の病院経営が赤字になることを想定し、あらかじめ運営費の負担割合を10ヶ町村で協議して決定することという1項を入れております。これは平成12年3月の時点であります。それから、その前の一番大きなものは、若柳町の国保病院の改築についての整備計画を明示して下さいということの決議をしております。何せ若柳町の病院は、平成2年から改築計画が持ち上がりまして、今日に至ってようやく皆さんがご存知のとおり、新聞等で書かれているように今建築が始まった訳ですけれども、平成2年からの計画がありまして、中央病院の構想が持ち上がって、それで一時頓挫という形になりまして、今度は中央病院の建設を始めたならば、若柳町の病院、栗駒町の病院には、資金を出さないんだという意見があったと聞いておりまして、それでは老朽化した病院が建たないんだなということになりまして、若柳町長はこういう結果ということとで、平成12年3月にこういう決議をしたということでございます。

その後において、今度は4診療所が独自運営をするということになりました。そういう点は、当初描いた医療組合の理念が全く失われてしまったということなんで。（「よろしいですか」の声あり）いやいや、もう少し。それで13年の9月に今度はまた決議した。今度は医療組合の傘下には入らないで独自運営すると。それでその時に決議したのが、中央病院の赤字については負担しない。その代わり建設費については各町村からいただかないと、このような決議をした訳です。ですから、ただ端に赤字負担をしないんだという決議ではなかった訳です。そういうことだけはお話しなされた方、皆さん方にもご理解をいただければと。それは私よりも町長の方から、会長の方から話が出ればいいんだと思いますが、会長ですからなかなか言えないんだと思いますし、言われれば言っているところがあると思いますけれども、あえて私が言いました。以上です。

議長 今、遠藤委員、高橋委員からいろいろとご意見がありました。そのほかご意見ございませんか。伊藤委員。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

病院では大変だというのは、別に栗原に限ったことではなくて、全国の民間病院も皆さん大変なんです。その一方で非常に郡民の皆さんは医療に関心が高く、先月NHKのニュース等でも協議会の設置数について要請があったという、栗原中央病院の副会長さんが映ってて、そういう報道もちょっとあったんですけれども、もしかしたら黒字になるかもしれないという会長さんのお話もあったんですけれども、政府による医療改革によって、三方一両損ですかね、ということで病院というのは自己も大変になります。それでやはりその文面、非常に私も不安なところがありまして、債務、本当にどれぐらいあるのだろうかということは非常な関心事です。それで特にまだ財政計画が出ていないかと思うんですけれ

ども、やはりその中でも明確にどれぐらいの債務があるかということは、やはりある程度しっかり出していただきたいというのがまず1点です。

それからあともう1つは、これから医療経営が非常に厳しくなるということで、私は栗原地域の医療をどうするべきかということをやはり見直していく、それから医療組合でやはり一定の総括のもとに引き継いでいくと。一定の総括をした上でどのようにするかといったことも、やはり施策として中に入れてやっていきたいというのが、まず2つ目です。

あと、3つ目はちょっとこの議題とは違って、先ほどの武田委員に対する事務局の答弁についてなんですけれども、合併時までの調整項目については報告しますよと。しかし協議はあり得ないと確かそのようにお答えいただいたかと思うんですが、協議会規程の第3条の中では、合併に関することはやはり協議会で協議するんだということを謳っているはずですので、やはり報告だけではなくて、確かに合併の小委員会は終わっているかもしれませんが、やはり一定委員の意見は取り入れるんだという姿勢は示していただきたいなと。先ほどのご発言は取り消していただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。どうぞ事務局、答弁。今の伊藤委員に対して答弁できる者、答弁して下さい。

濁沼事務局次長 先ほど分科会なり部会等で検討を加えたということでお話をいたしました。当然、その内容については、各町村等の助役さん方なり合併担当課長等の幹事会もございます。その後に町村長会議があります。そういう中で、部会なり分科会で調整された内容を確認しながら、最終的に町村長会議の中で方向性付けをつけるということになるかと思えます。そうしますと、ただ、これまでいろんな協定項目、協議の中でいろいろ皆さんからご議論された内容、その内容を踏まえて当然それに添うような格好での調整ということになるかと思えます。ただ、その調整した部分を再度これまでの調整項目と同じように、一つひとつそのご報告をしそしてまた議論を重ねていくということになりますと、非常に難しい部分があるのかなと。

それからもう一つは、当分合併時までの調整ということになりますが、その内容については、新市の例規関係に全て反映がされて参ります。そうしますと、先ほど3月13日までというお話をしたんですが、これは期日的にはそうなりますが、その合併時までの中で協議された内容、それを関係する条例なり規則なりに全部生かしていくということになります。そうしますと、期日としては3月13日になりますが、実際的な事務的な流れとしては、もっとその前の段階で調整を終えておかないと新市の例規関係に反映ができないという部分になるかと思えます。

そういうことで、それを再度皆さん方にご議論いただく部分、これは非常に難しい部分があるのかなと。ただくどいようですが、これまで議論されてきたその延長上での集約ということで、できれば幹事会なり町村長会議等の協議の中に委ねていただきたいというふうに考えております。

議長 伊藤委員。

伊藤竹志委員 それを承知の上で調整するという文言にしたのではないかと思うんです。これ、私たちが調整するとした方がいいよと言った訳ではないんです。事務局の方からそういう提案をして、調整するというふうにされた訳ですから、それは承知の上ですから、今のは理由にならないと思うんです。間に合いません、間に合わないのを分かっているというふうにされている訳でしょう。ですからやはり間に合う間に合わないということではなくて、やはり調整項目と出てきたものについては、やは

り皆さんにお諮りをするというような姿勢を貫いていただきたいと思います。

議長 それでは、何回も申し上げますが、この栗原中央病院の決算内容のことについては、平成15年度の決算見込みを次回の会議の際に、皆さんにお示しをするというふうな方向でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。高橋委員。

高橋光治委員 金成の高橋です。

我が町は、病院の運営というものをやっていませんから、私はそういうことに対しては全くうといと申すので申し訳ないんですが、その辺も加味しながら意見として述べますので、お聞きをいただきたいと思います。

一つには、私の方の議会その他には、医療組合の方の議案4号が報告されてございます。ただ今会長次回といいましたが、間違っていたら訂正してもらって結構なんですけれども、本年度の損益予定というのは実質に6,400万円ですか、そういうものが見込まれるという、不良債務として1,400万円、確定の見込みであるというような状況が栗原医療組合の中で議論がされ、そして医療組合の10名の委員の中で意見書が作られた中にもですね、栗原中央病院は赤字経営で合併時までに不良債務が生じると危惧されるということが1つ、2つ目には栗原地域医療組合議会として、栗原中央病院の不良債務をそのまま新市に継承させるべきでないと考えるところの2つを出しながら、よって15年度において不良債務が生じた場合は、理事会として構成町村によって16年度中の負担を求めべきだというような運営費に対する意見書を述べているというふうに、私の方の議会には報告があります。これが違うというふうにみんな言いますので分からないんですが、そうしますと、私はこれまでのいろいろ議論を聞いてきますと、9月がいろいろあるということなんです、やはり合併を議論する場合には、医療組合の状況を経て中央病院を取り巻く状況が果たしてどのようなのかなというのが、議決をしたり町民の皆さんに説明する場合にも、きちっとした、正確なところではなくてよろしいんですけれども、ざっくりばらんな経営状態とか運営状態を聞かれたときに話せる状況でないと大変だというふうに私も思っています。

そういう意味合いを含めるならば、私たち金成町の議会の合併特別委員会では、不良債務の問題についての解決と病院運営費の割合の決定はできるだけ早急に結論を出しておくべきだということで、ぜひこれは発言をしてこいということで、強い意見で今回の合併協議会に望んでいる訳であります。そういう意味合いを含めまして、私が発言した部分が違っていればお答えをいただきたいと思ひますし、予想されるそのような1,400万円というような赤字の見込み、不良債務の発生の見込みなどはあるのかどうか。現時点でよろしいのでお尋ねします。

それから、取扱いのその2の1であります、この文言を見ますと、医療組合については、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとするというふうになっています。合併時までに調整するというのは、これ手数料等についてというだけに見えるんですが、私から言わせてもらうならば、今日協議をしておりますように、9月にならないと不良債務が分らないとか、実質経営の状況がつかめないと、3月までに負担を各町村に割り当てるのに間に合うのかなというようなことがあるとすれば、これは全て引き継ぐものとするという決定ではなくて、それまでに協議を重ねるといった内容に変更しながら合併時までに調整するものの中身です、この債務引継ぎなども入れるべきだと私は思うのでありますが、その点についてはいかがですか。

議長 ここにも理事長がおりますが、高橋委員が今おっしゃったことについては、医療組合の組合議会の方で、理事長宛に出した意見書の内容はそのとおりであろうと思います。ただ問題は、そこにあります不良債務というのがあるんです。その不良債務というのは、決算で出てきた赤字がみんな不良債務だということになると、またこれは別な問題になるんだと思うんです。そういうこともありますので、理事会としては、まず9月過ぎてからでなければならぬだろうということになったものでございます。

議長 それでは、高橋委員もう1回。

高橋光治委員 そうしますと会長、なったものであるならば、なおそういうものを本日の時点で決定するのではなくて、なったものであるということまで協議を続けていくということも一つの方法として考えられるのではないかというふうに私は主張している訳です。分からないからですからね。その辺はご指導いただければよろしいんですが。なぜそれを言いますかといいますと、私たちの議会の方でもこれらに対しては、こういう一つひとつの事例で合併の枠組みが崩れていくことには大変危惧をしているという意見も出ました。でありますから、なおさら不良債務の問題や、これまでたびたび議論になってまいりました医療組合の運営費の負担割合の決定を、是非これは合併協議とはまた別でよろしいですから、医療組合の方も含めまして積極的にやって早い時期に結論を出していただきながら、再度こちらの方にお示しをいただくなれば理解をするのではないかというふうに、私は思っています。

そういう部分の、金成町の皆さんがそういう意見を持っていますので主張させていただきました。ですから、1の関係のそういう意味では、では質問を変えます。合併時まで調整するものは、中央病院の手数料等だけなんですか。その点をお尋ねします。

鈴木事務局長 高橋委員さんの今の、合併時まで調整するものは手数料等のみかということですが、そのとおりでございます。

議長 今いろいろご意見がありました。佐藤委員。

佐藤利郎委員 花山の佐藤です。

今、いろいろお話を聞きますと、私ども一般の議会は余り関係ないあるいはそういう高度なことが分からない一住民としてはちょっと不思議な感じがするんです。というのは、やはり今から中央病院がどんどん赤字を背負っていくのではないかという話だけで、それ以外のものがないんです。何を言わんとしているかという、例えば、今中央病院、一般的にです、先生が足りない、先生がいない、そういう話をしていますよね。どこの病院もそうらしいですけれども、昨日か一昨日かテレビで見たんですけれども、東北大学ですか、あそこの麻酔科がどうのこうのと聞きましたよね。先生が急にやめるという話を聞きました。そうすると中央病院でいない、足りないといった話の中に、大学病院でもいなくなるんだったら、これから中央病院に本当に先生は来るのかということが一番心配なんです。先生がいないから患者が行きにくい。患者が行きたがらない人が多くなる。それが一番の栗原郡内で、私もずっと遊びながらではないですけれども、歩いていますから聞くんですけれども、やはり中央病院に積極的に行きたいという人が少ないです。それは、いい病院なんですけれどもまたまた行った時に先生がいませんでしたでは自分の命は終わりなんです。だからそういう所をどういふふうな考えがいいのか。市になる前ですから。どういふふうにしたらそれを改善できるのか、私には分かりませんよ。分かりませんけれども、何かそちらの明るい展望を持ちながらやっていく話をしないと大変ではないかと思うんです。これ

はいろんな予算とか、いろんな金の面は関係なくです。関係なく私、本当に率直な話なかなか行けないという人がいるんです。やはり行ってみればいい病院だなと思うんですけれども行った時にたまたま先生がいない。いないのではないかと心配している人がいっぱいいるんです。そういうのを何かの形でやっていなくてはだめなのではないかというふうな感じがするんです。その辺がちょっと、理事長さんもいますし、いろいろいますのでお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

議長 今、病院経営論まで出ました。まず、ここで休憩をいたします。

3時10分まで休憩をいたします。

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

議長 時間でございますので、各員の皆様方ご着席を願います。

それでは委員の皆さんよろしゅうございますか。ご着席しておりますね。

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただ今までご質問等ございましたものに回答しておりませんので、まず事務局の方から回答をいたさせます。事務局。

鈴木事務局長 先ほど、鶯沢の伊藤委員さんの方から、合併時まで調整するというのを協議会の中でご報告すると。その後、協議会委員は何も意見を述べる機会はないのかというような趣旨のご発言だったようでございます。こちらの方の説明の仕方にも、若干舌足らずの面がございました。お詫びします。

やはり、ご報告申し上げまして、委員さん方のご意見を聞き、最終的には町村長さん方で決定していくものだというふうに思いますので、ひとつその辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 よろしゅうございますか。

それでは、佐藤委員に対しまして、理事長がおりますので理事長から答弁させます。

千葉栗原地域医療組合理事長（築館町長） 委員さんからさっき、病院の実態はよく分からないけれども明るいニュースがないんだと。明るいのもあるんですね、その中には。最近、中央病院がだめだというのは、診療科目を標榜しておりながら、例えば小児科、1週間に今4人来ています。だけど日帰りですから、夜になると帰ってしまいますから、夜に小児科の救急患者があった時は受け取る人がないと。だから、中央病院はだめなんだということになります。ということは、人口透析も設備があって、でもそれに対する医師の派遣がない。これは私はここで余り公の場所で言いたくないんですが非常に憤りを持っておるんです。大学病院というのは国立ですから国民の保健とか治療とかということのために万難を排しても派遣してよこさなくてはいけない。ところが人がいない訳でなくてもよこさないんですから。こういうあり方というものについては、非常に私はおもしろくない。そういうことを素直によこしてもらえば、今の評判が悪いとか、少しずつ改良をされて、いついっても透析をしてもらえとかなんとかということになる訳であります。大学の方では各医局というんですか、内科でも1、2、3、4というふうに番号がついていて、そこからしか来ないようになっているんです。そういう医局を解体して、大学が1つの窓口に一本化して、必要とする医者をごどこに派遣したらいいかということをごこれからやるというふうに、組織の入れ替え運営を今やっている途中であります。

私は、大学の古い体質というものが改まるには100年ぐらいかかると思っていたんです。今、10

0年なんていうことになったらここにいる人は全部死んでしまいますから、少なくとも急速に新しく改革してもらわなくてははいかん。そのように大学も何ぼか目が覚めたようでありまして、県の方もそういう働きかけをこれから強化するというようになっておりまして、近々改善されるだろうと思うんです。だから、委員さんが先ほどおっしゃったことは、当面は一部の人に会うと思うんですけれども、物事を言うときにはなるべく明るい話題をしてもらわないと、皆がめいってしまって不愉快になってしまう。これも、我々が病気になっていくことの一つだろうと思いますので、その件は、私もそういうところが若干ありますけれども、私のところでなくうんと心配症の人もあるようですから、どうぞこれからはできるだけ物事を考える時は、明るい方向に向けるようなご意見とかというものをさせていただければよろしいと思うんです。

それから、病院の経営状態がどうだというんですが、機械を新しく入れても医師が派遣されないためにその機械というのは使わなくても償却されていくんです。だんだん減ってしまいますからそれが不良債権みたいになっているんです。それを赤字という言い方をされるとうんと困る訳。そういうことで、私どもとしてはできるだけ努力をして、中央病院が皆さんから非難されることのないような病院に持っていきたいという努力をして参りたいと思います。

それで、特別会計ではなくて企業会計なものですから、決算が出ないと何ぼ赤字になるかということが今出ない。今までのそういうことがなく経過しておりますから、だから今年度だってそんなに悪い結果が出るはずはないと思います。それを今、何町、何町といっている現在、その赤字部分を全部清算してきれいな体で新市に移したいと。医療組合の議員さんたちはそういうことを言っている訳です。そのとおり私も聞いておりますが果たしてそれでいいのかと。医療組合がそれで解散するならいいです。解散して、新市で受け手はないというのであればいいんですけれども、新市は受けとめざるを得ないんでしょう、みんな資金を出して作ったものですから。そういう意味で、もうしばらくすると結論が出ますから経営状態についてもはっきりしたことを申し上げられる。多分大した悲観するような結論は出ないというような見通しを持っています。ちゃんと具体的に数字が今ここで言えませんが、どうぞ一つその点ご理解を賜りたいと思います。

議長 この協議第55号の中で1番が問題になっております栗原地域医療組合のいわゆる中央病院の経営内容、このことについていろいろと今までご指摘がございました。これらの解決方策については、医療組合の組合議会もあり、なおかつまた理事会もあります。このように組合の議会と理事会の方にお任せをして、できるだけ早く結論を出させるというような方向でこれは進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声）

議長 はい、ではそのようにひとつご了承下さい。

よって、この協議第55号については、鶯沢町外一ヶ町の一部事務組合の問題もありますが、これも早晚結論が出るようでございますので、この協議第55号については原案をもって了承するということがよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございました。

それでは、協議第55号 一部事務組合等の取扱い（その2）については、原案どおり了承することに決定をしております。

協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて

議長 続いて、協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについてを協議議題にいたします。

事務局何か、追加して、前回提案した以外に説明するものございませんか。ありますか。（「ありません」の声あり）

前回提案の際に説明した以上に、事務局でも説明するものはないということでございますので、早速質疑に入ります。

協議第56号の内容について、ご質疑等ございましたらお願いします。どうぞ、佐々木さん。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

ただ今協議第55号で病院関係が出た訳であります、この関係の協議第56号の4についてお聞きしたいと思います。

今現在、どこの町村でも議会が開催されている訳であります、私ども瀬峰町においても栗原地域医療組合の方から議会の報告があった訳であります、その中で栗原地域医療組合の総務常任委員会の方から、栗原地域における医療体制の整備というふうなことで総務常任委員会の報告があった訳であります、その中でお聞きしている訳であります、この診療所あるいは病院の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし新市において調整するものとするというふうなことでございますが、先ほど来から栗原中央病院については議論があった訳でありますからお話し申し上げないんですが、そのほか栗原10ヶ町村にある国保病院等あるいは診療所等についても、当然このまま現行のとおり移行するというふうなことでございますが、新市において調整すると言っても、先ほど来から議論になっているように、合併の法定協議会も今月限りというふうな中で、来月早々からは、新年度早々からは、地域における懇談会あるいは説明会を開くというふうな中で、私ども栗原地域の医療体制がどのようになるのか、あるいは運営がどのようになっていくのかというのは一向に見えない状況にある訳であります。そういった中で、合併すれば当然サービスは高くなりますよと、負担は低くなりますよと、これは会長もこれまでずっと原則的に申し上げてきたところでございますが、実はふたを開けてみれば違うというふうなことに私はなるのではないかなというふうに思うんです。そういった中で、若柳の国保病院、ご案内のとおり新築なされると、大変立派なものを造られるということで大変嬉しい限りでありますけれども、そのものの運営はどのようになるのかというのはここにいる議員さん方あるいは各町村の議員さん方、町民の皆さん方、一向に見えないと私は思っております。そういった中で、まだ栗原市の財政計画が示されない状況でありますけれども、当然その運営についても私は財政のシミュレーションというものは示すべきではないかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

議長 今の内容、事務局で答弁できるだけ答弁して下さい。

濁沼事務局次長 これは、極めて非常に難しい部分かと思えます。ただ、整理をしてちょっとお話ししたいんですが、例えば一番上の現行のとおり新市に引き継ぐと。具体的に引き継ぐとした場合どういう施設かといいますと、ご案内にあります公的病院3病院、中央病院も含めてです、中央病院、それから若柳、栗駒の病院、それから七つの診療所ということで、高清水の国保の診療所、それから瀬峰、それから鶯沢の医院、それから花山の国保の診療所、それから栗駒町の文字診療所、耕英へき地、金成町の萩野診療所、こういう公的病院、診療所について全て新市に引き継ぐということにしております。

ならば、合併後の医療組織体制はどうなるのかということだろうと思いますが、これは今組織関係でいろいろと議論がなされております。内容からいいますと、今の方向付けとしては、医療組織については基本的な考えとして、病院・診療所を監督する専任の管理者等を置くべきだろうと。その管理下のもとに国保の病院、診療所を配置する計画ということで、いろいろ検討なされております。

それから、将来の病院、診療所の事業のあり方ではありますが、これは平成9年の栗原地域の医療体制の基本理念であります栗原地域の望ましい医療体系の構築を基本的に継続するということになっております。内容からいいますと、高齢化の栗原の地域の望ましい医療体系の内容ですが、具体的にはこのような表記がされております。

「高齢化の急激な伸展による商業構造の変化、医師などマンパワーの不足、医療費の拡張に伴う効率化の要請、地域住民の高度で充実した医療に関するニーズの高まりなどに対応し、栗原地域全体の医療水準を引き上げていくために、10町村が一体となって広域的中核病院を建設し、これを核として公的医療機関の役割分担を明確にし、民間医療機関との連携を深め、地域医療体系の再構築を図る」と。これは、新市の病院・診療所の利用のあり方については、まさにこの基本理念を継承していくということになるかと思えます。以上です。

議長 漠然とした回答ですが、何かもしご意見があったらもう一度お願いします。どうぞ。

佐々木幸男委員 余り官僚的な答弁で何が何だか分からないというふうなことでございまして、当時の栗原中央病院、栗原地域医療組合設立以来の理念を述べていただいたというふうなことでございまして、先ほど来から申し上げているように、いよいよ合併協議も大詰めに来ている訳ですよ。そういった中で、合併協議、今月末でほぼ終了すると。48項目、調整項目が終了するというふうな中で、4月になれば各地域で説明会をやる、あるいは懇談会が開かれて住民の皆さん方に説明がなされるという段階において、私ども法定協の委員あるいは各町村議員の皆さん方、栗原が合併した場合、どのような姿になるんですかというのが一向に見えてこない。というのは、みなで新市において調整する調整すると、どのように調整されるのか、私は分からないと思うんです。そういった中で、先ほど来から申し上げているんですが、新しい病院が建つのも結構であります。大変いいことだと私は思っております。地域の医療を守るためにいいことだと思っておるんですが、それによって住民の負担が多くなったりということになりますと、新市構想から大きくかけ離れていくのかなというふうに思うんです。そういった中で診療所、病院あるいは当然先ほど来から議論になっております栗原中央病院の問題についても、財政的なシミュレーションを我々法定協の委員あるいは議会に示しながら理解をいただくというのは、私は大事なことだと思っておるんです。理念はお聞きしましたからあとはそれを出せるか出せないかの問題でありますから、お聞かせいただきたいと思えます。

議長 3病院4診療所の財政シミュレーションを出せるかということですが、これはどうですか、事務局。

鈴木事務局長 今のご質問は全体的な、例えば財政計画、それに伴う財政シミュレーションのお話と私は受けとめましたんですが、個々の病院の財政シミュレーションではなく、というふうに受けとめたんですが、まずその辺ご確認なんです。

佐々木幸男委員 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分現行どおりするよというふうなことで、新市において調整するというふうなことでありますから、現状としてどのようになっている

のか。あるいは、どういう各診療所あるいは国保病院の運営が、今後どのような財政のシミュレーションの中で進もうとしているのか。私は、新しい病院を建てるのであれば、当然それなりの財政シミュレーションがあって、運営がうまくいくものだというふうな中で建てられるんだろうと思います。建てるのには反対する訳ではありませんけれども、そういう方向で皆さん方に示すべきだと私は思っておりますので、その点をお伺いしたいと思っております。

議長 まず、会長の方から原則論を申し上げておきます。

まず、3病院については、これは企業会計でもって経営していこうというのが今の状況です。

それから診療所は、1つひとつの診療所の特別会計ということではありませんが、いずれ特別会計を設けて、それぞれの診療所の款なりで区分をして、特別会計を一本にして経営をしていくのではないのかなというふうに今思っております。

それからもう一つは、今佐々木委員おっしゃっておりますのは若柳の国保病院だと思っておりますが、私も若柳の町長です。申し上げますが、これは若柳の国保病院のいわゆる建設した後のシミュレーション、これは当然県でもって許可をする場合にあっては、当然財政計画というものを建てまして県の方に提出をいたしまして、その財政計画を県で見ながらこの建設計画の許可というものが出た訳であります。そして当然この国保病院の建設に当たりましては、中央病院と全く財政的な問題は変わりありませんで、ほとんどが起債をもって建設をするものであります。そして、建築でやりました起債の償還は3分の2は一般会計で負担をする。その負担をする60%は地方交付税でもって算入される。そして3分の1は病院の事業会計の中で支払っていくというのが財政シミュレーションの基本的な考えでありまして、そのような方法でいっても当然これは赤字にはならないというふうな方向で財政計画を立てまして進めておるといのが、今若柳町の国保病院の建設のあり方でありまして、今後のいわゆる運営方法であります。

ですからして、今度は3つの病院が1つになれば、当然これは企業会計ですから一本になってきております。そして、今度は病院毎の経営内容、これはやはり病院毎の経営内容というものは区分して、当然決算後には一つの決算が出たならばそれを今度は中央病院の内訳、若柳の国保病院の内訳、栗駒病院の内訳、こういうものをきちんと分けて、これは提案できるものであろうというふうに思いますので、そういうふうな今後の広域に対してのあり方をもって経営していくのではないかと思います。

いいですか。はい、どうぞ佐々木委員。

佐々木幸男委員 今、会長さんが言われたことは当然県の方から許可になるとなれば、当然のそういった計画というものは出されて理解されているんだろうと思いますけれども、合併して新市において調整するというふうなことであれば、当然そういったものをこの場所に出していただいて、本当にいいものか悪いものか。県ではあれなんですよ、極端な話先ほど来から議論になっている赤字とか不良債務とかいった部分については何らここに公言いただかない訳ですが、当然新市、栗原市になってからそういった問題がもし発生した場合重大な問題になる訳ではありますが、そういったものをこの合併協の中で法定協の中で委員さん方にお示しをして、その中でご議論をいただくというのが私は筋だと思うんですが、別に会長さんを信用しないという訳ではないんです。信用してお願いしている訳でありますから、その点栗原から要望、お願いしたいと思っております。

議長 申し上げますが、中央病院、それから栗駒の国保病院、この2つの財政シミュレーションを

今ここで作りなさいと言っても、これは時間がかかると思うんです。若柳の国保病院の建設した場合の財政シミュレーションは出ておりますから、すぐに皆さん方にもお示しはできます。この3つともですか、財政シミュレーションというのは、分かりました。その辺についても今持っていませんので、後でまた若柳国保病院の分は、その時の資料がありますのでそれはすぐ出せると思います。

今、事務局から答弁できるものは答弁させます。

濁沼事務局次長 この4番の新市において調整するという内容であります。これは、前段でありますように、病院、診療所の一つは運営方法であります。次に医療体制であります。この2つの部分について、新市において調整をするという部分であります。その1つは先ほど言いましたように、体制については、基本的な考えとしては繰り返しになりますが病院、診療所を監督する専任の管理者を置き、その管理下のもとに個々の病院、診療所を配置する計画であるというのが体制の考え方です。

次にその運営の方法であります。これは先ほど会長がいいましたように、会計処理については公営企業法での病院事業の一本化を図るが、個々の病院、診療所の経営については独立採算的な運営方法を検討しますという部分が運営の部分だと。それらについて今お話しした内容の方向で、新市においてこういう方向で調整を加えていくということになります。

議長 はい、どうぞ。太齋委員。

太齋俊夫委員 高清水の太齋です。

瀬峰の佐々木委員さんと関係するところもございますが、病院・診療所事業の取扱いについての2番、3番、4番の件で、主に診療所についてお伺いいたします。

地方自治体の中で診療所を持つ町村にとっては、医師に辞められますと大変な苦勞をする訳でございます。医師確保のためには想像を超える苦勞がつきものであります。東北大学の医学部の名義貸しや、国立病院からの寄付金の影響などで、地方の医師不足から端を発しましたこの問題が続く中で、宮城県では東北大から地方への医師派遣の新しい方策として、東北大に提供する研究費用などの一部を減らすために費用を県と町村が合同で設けることが浮上している訳でございますが、それはまず医師確保のための一つの方策であると思いますので、私はこのことは評価いたしたいと思います。

高清水の町でございますが、2年前にお医者さんに辞められまして大変な難儀をした訳でございます。やっとの思いで医者を見つけた訳で、その先生の評判もよく、最近では以前の2割増しの外来の患者が来るということで、ほっとしておる所でございます。診療所を持つ町村にとっては、お医者さんの確保と、長くいてもらうということが大変な願いでございます。そのことは大変大事なことでございます。診療所を持つ4ヶ町村ですか、この先生方の待遇につきましては各町村独自の対応をとっている訳でございます。これらのことは新市において調整するとございますが、大変難しい高度の調整が必要ではないかなと思います。医者を確保するためには診療所、それなりの努力をしている訳でございますが、新市の中で調整するというところでございますが、専門部会ではこれらの医師に対しての調整をどのようにしていくのか。考えがあればお聞きをいたしたいと思います。

議長 事務局、何か。

濁沼事務局次長 今の部分は、例えば診療所、病院、それを包括的に管理する専任の管理者を置くという考え方が1つ。

それからそういう考え方の中で、例えば病院にしましても、決して1番組織の大きい中央病院の院長

が例えば診療所なり、若柳なり栗駒の病院の上に立つというものではないと。あくまで管理者を置いて小さい診療所、大きい病院を対等の中で個々に運営をしていくと。そして独立採算的に運営をしていきますよと。ただこれは、病院経営からそこに専任の管理者を置いて、例えば医師対策なり、医師の確保の部分とか、そういう部分を専任にしていくという部分で、決してこれまでの小さい診療所等を軽視するという部分ではなくて、それから当然医師のいろんな待遇面から言っても、いろいろこれまでの流れがあって優遇されている部分があります。それは決して郡内の診療所なり病院の同じようなレベル調整にするという部分での調整ではありません。その部分については、あくまでこれまでのその個々の経営の流れなどを基本にしながら、それを尊重しながら、当然その先生方の確保ができないと、病院の先生がいないと病院も診療所も成り立ちませんから、これまでの流れを重要視しながらその中で経営をしていくということで、決してそれらを病院・診療所を1つにして、これからお医者さんの待遇面も調整して、1つに接近化をするという部分での調整ではありませんので、あくまで運営方法、それからくどいようですが、先ほどの医療体制の部分、こういう部分であります。以上です。

議長 いいですか。加藤委員。

加藤雄八郎委員 私はまず、3点目の病院及び診療所の運営協議について、新市において速やかに調整するものとありますが、どのように調整するのかお聞きをいたします。

それから、4番目の、病院診療所の運営及び医療体制については当分このとおりということで、今話されたように理解をしておりますけれども、この間の新聞で、サービスは高く料金は安くと言っていたら、2年たったら皆高くなったという新聞記事がありました。これ2年で皆ごろっと変わられたのでは困るんです。それらも含めてお聞きしたいと思いますし、5番目の手数料については休憩前にお聞きいたしました。確かに条例にしないと手数料ももらえないというのも分かりますけれども、要は合併時まで調整するというのではなくて、分かるのはどんどんこのように決めていきますよというぐらいでやって欲しいと思うんです。そうしないとみんな今さっきから言う、どうなんだと聞かれたとき本当に答えようがない。その決断をしながらやって欲しいと思います。

5番目については要望します。

あと、3、4についてはお聞きをいたします。

議長 調整するという内容。事務局。

濁沼事務局次長 一つは運営協議会の関係であります。これは当然公営企業法と病院事業、これを合併当初ということになりますと、中央病院、それから若柳、栗駒、この部分については公営企業法の適用を受けるということで、これは一つになります。そうしますと当然運営協議会も一つになるんだと思います。ただ、具体的な経営の内容からいけば、会計は病院会計一本でありますけれども、その中で項目を立てて、一つひとつの独立採算的な病院の部分で示されていくようになると思います。協議会については一本になります。

それから、新市において調整するという部分で、例えば今言われましたようにサービスは高く負担は低くということで調整が始まっているんですが、新市においてなし崩しになる可能性があるのではないかというお話です。これはそうではありませんという言い方はできませんが、ただこれも協議会で何回もお話をさせていただいております。この調整のスタンスとしては、住民負担は低くサービスは高くというスタンスは持っております。ただ、そういうスタンスの中でもこれは当然財政的な考え、それから

経営の、特に病院の部分については経営の部分が出てまいります。そういう中で、やはり直接恩恵を受ける部分、特定の方が恩恵を受ける部分については、そういうスタンスの中においても、やはり相当分の負担をしていくということが将来的には出てくるだろうと。ただ、いろんな先進地の例から見ますと、それをしないという極端な言い方になるんですが、例えばそれを住民サービスを高くそれから負担を低くということです。ずっとこうしてきた時に、新市の財政なり、いろんな経営が破綻するというのは事例的に出ているようであります。そうならないように、極端な負担なりの部分を一度に変えないような部分で、もう一つは住民負担を低くということで、精一杯の努力を新市においてはしていかなるを得ないのかなという感じがいたします。以上です。

議長 どうぞ。

加藤雄八郎委員 私ども若柳の議会では一般質問9人のうち4人、若柳国保病院の運営が大丈夫かという質問があります。その理由は栗原中央病院の赤字、14年度は10億7,000万円。それから15年度の決算見込みで7億4,200万円。繰越欠損金が14億円。開所して2年でそのくらい抱えています。私、千葉委員と違って、心配性で体も細くなっておりますけれども、将来の栗原中央病院がそのようになったときに、赤字がどんどん大きくなった時に、若柳国保病院はどうなるか。やはり不良欠損とかなんか経営の問題は別として、赤字になってくればどうしても栗原中央病院に力が入ってきたときに、各診療所、そして栗駒も若柳の病院もどのようになるかというのが心配なんだと。そこで、やはり運営協議会を一本にしたって、その話分からないと思うんです。なぜかという、医療、議会の議員だって、診療所を持っていない議会、それから病院を持っていない議会、皆さまざまなんです。分からない。そうすると、やはりそれをずっと見てきた運営協議会がなければ、本当にがららばら、栗原郡に一つの医療で済んでしまうのではないか。かえて私なりに各診療所ごとに心配するのは、先生がいなくなったらどうするんだと。いつでも面倒見てくれるのかと。現実に医者が不足したときに見てくれない。そうした時に、やはり運営協議会は各診療所、各病院にあってしかるべきだと思うんですけれどもどうでしょう。

議会 今の時点で、そういうものに答弁できますか。

濁沼事務局次長 これは、先ほどご説明いたしましたように、会計処理については公営企業法での一般病院については病院事業の一本化を図る。それから個々の病院については、独立採算的な運営方法を検討していただくということです。ただ、運営協議会の部分が複数がいいのか、それから病院企業会計が一本の時に、例えば今のお話ですと3つ置くという部分がいいのか。これは今病院の部会長がいるんですが、会計が一本で運営協議会が複数という部分が可能なかどうか、これは今確認している部分では非常に難しいだろうということで、ただやはりこれは病院が複数あっても、栗原新市の公的医療体系、これはやはり1つであろうと。地域の住民の生命を守る部分、これは病院が幾らあっても、新市の医療の考え方はやはり1つであろうということが基本だと思います。そういう中で、具体的にその病院をどのように運営をしていくかという部分が運営協議会の部分だと思うんですが、やはり今言いましたように、新市の医療体制なり、二次医療体制を民間も含めてどのような立場の中で構築していくかという部分から言いますと、やはりこれを一本でやった方が極めて望ましい体制なのかなと。ただ、今のお話がありましたように、その部分で声が届かないという部分が危惧されるのであれば、例えば構成なり、それから委員の提出方法なり、人数なり、それから選任方法、選び方なりを検討すれば、十分にそ

れは危惧される部分は解決されるのではないかなという感じを持っております。以上です。

議長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 今まで運営審議協議会で、病院はああだけれども、医者の方の病院長の手腕で医者を確保できますよね。だけど、診療所が一つになった場合、市長さん次第で医者が来ないわと言われてたらそれで終わり。やはりそうではなくて、協議会になって、後ろ立てになって自分のところの町の診療所、市になればないですけども、自分のところの基礎の保健医療は守ろうというものの考えを持たないと、大きく栗原市一つになりました、後はそれで決めますよと言ったって、無理じゃなからうかと思うんです。

例えばこういうお話があるんです。先ほどから言っているように栗原医療圏というのは必要病床数というのは711、既存病床数というのが739、28床多いというでしょう。28床県から言うと多い。しかしご承知のとおり、瀬峰病院は肺疾患で150床持っているんです。150床を引くと589。そうしますと宮城県での最も下の方の、ベットが少なくなるということになるんです。

それからもう一つ、間違っただのでひとつあれしたいんですけれども、栗原中央病院の赤字の理由はここでもみません。だけれども間違っているのは、300床になれば栗原中央病院は黒字になるというのほうです。なぜかという、療養型が27床しかない。療養というのは1人16,000円になるんです。そうすると、1億円しか収入が上がらない。経費を差し引いたって、5,000万円の黒にしかならないんです。それから医師不足だと、今医師不足というのではなくて、本当に皆言っていますけれども、東京の方では医者がいっぱい余っているんです。だけれどもこっちに来ないから医師不足になっているだけです。それから、もう一つ若柳国保病院のことについて申し上げたい。委員の皆さんも大きな病院をつくれればみんなそれで全部解決する。そうではないんです。大きな病院は高度医療をやって、将来14日ぐらいで退院をさせられる。退院をさせられる人はどこの病院に入るんです。市立しか生かす機関はないのでは。栗駒とか若柳の一般病床に入ってくる。それでも3カ月たつと療養型に行かせられる。療養型で今度は治らないと在宅ですよ。在宅というのは皆さんの頭に入っていると思いますが。昔のように2週間や1カ月で死んだのではないですよ。うちのおふくろは18年間寝たきり。鼻からチューブで、くちはおしこのくた。今、若柳国保病院の院長さんは、在宅医療だと。そういうのは病室と同じ機械を持って行ってやるんですよ。そういう医療も必要なんです。高度医療も、そして在宅医療も総合的にしてもらわないと私は分からない。それらも含めて新市でよく検討して欲しいし、医療組合でやっていくべきだろうと思いますので、会長のご意見を聞きたい。

議長 今、加藤委員、お医者さんといったらいろんなところで詳しい部分もお聞かせくださいました。そのような方法であればなと思います。ただ問題は運営協議会、事務局で一本でということでございます。しかしその選び方にもあるということでありました。いずれこのことについては、新市になりましてやはり一本でいいのか悪いのか、やはりこういうものも新市において速やかに調整するということになっておりますので、これは新市になって、市長なりそれから市議員なり等のいろんな考えのもとに運営協議会の設置については調整していただくというような方向で進めさせていただきたいと思いますが、いかがですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。石川委員。

石川正運委員 築館の石川でございます。

協議第55号、56号でも、先ほど来特に中央病院の赤字をどうするんだと、ややもすれば合併時点できれいな姿で合併しようという議論もありました。私は、本当にとんでもない話だなと思いながら聞いておったんですが、先ほど来皆さんがこの病院に対して明るい見通し、ほとんどない話ですよ。赤字になるとか、あるいは今の中央病院の対応が悪いとかそういう形の中で、理事長はそんな暗いことばかりではなくて、明るい話をしようではないかと言いましたが、この病院事業の取扱いについて本当に今中央病院の将来といいますが、これから先300床にしようというのは第9回でしたか、理事長のお話の中に10ヶ町村の町村長の中でそういう合意はしておりますというような話でしたね。そういう中で、私はもう一度この若柳の病院建設、若柳はもう肅々と事業が進んでおりますから120床の病床を持つ病院だろうと思いますけれども、特にこれからやろうとする栗駒町さんの110床を予定をしておるようですが、この建設に当たってはもう一度再考を促したいなと思います。（「人のことを言うなよ」の声あり）人のことではなくて、本当に全体、これからの栗原市を考えると、やはりそういうスタンスに立って物を考えないと、今自分の町があるから既成事実、既存の部分だけを引き上げて出して議論するのは本当になかなか厳しい見通しになってしまいますので、人のこととは言いますが、逆に先ほど来言われますように、中央病院の話なんかきれいにして来いと言われても、結果的には築館が一番負担率が多いんですよ。そういう部分はきれいにしろ、自分の町が事業を進めることはやって欲しい、これが果たして合併の理念、私はこの間も言いましたけれども、そのことがまかり通るのかどうか。

それともう一つ、先ほど事務局から説明がありましたけれども栗原地域の望ましい医療体制を作るんだと。医療体制は望ましいんですが、その背景にそういう負担も生じる訳ですよ。それをやはり加味しながらこれからの事業を展開し、本当にふさわしいものなのかどうかを再考を促したい。これは事務局が答弁できるとは思いませんので、会長から答弁といいますが、考えをお聞きしたいと思います。

議長 会長の答弁ということでございますが、まず会長へのご意見として承ってまいりたいと思いますので、ひとつご了承下さい。

茂泉委員。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

私は、花山に病院を作るという話ではございません。ご承知のとおり山間へき地、ただ今無医村でございます。合併に対する一番村民の関心事は診療所がどうなるんだということが最大の関心事でございます。そこで、診療所は当分の間現行どおりになりますよということでございます。それで一件落着かと思いますが、それでもなおかつ住民は心配な訳なんです。当分の間というのはいつまでなんだと。当分が過ぎると廃止されるのではないかという、非常に心配がまた今度増えたというような感じで、今住民からしきりにそのことを言われております。

この点につきましては、当分という文言は一体何年ぐらい経つものか。見解をそこからまずお聞きしたいと思います。

議長 どうぞ、事務局。

鈴木事務局長 この調整案、ご覧のとおり現行のとおり新市に引き継ぐという表記をしてございます。当分ではなく、今のまま引き継ぎますよという。（「当分の間という文言だよ。4番目」の声あり）まず一つは、診療所については現行どおり引き継ぐということでございますし、先ほど4番、運営

と医療体制については当分の間現行のとおりとすると。それは先ほど説明したとおり、病院事業として管理者を置きながら、そういう中でそれぞれの病院、診療所は独立した形で運営をしていくんだという説明をしたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

議長 茂泉委員。

茂泉文男委員 そのこのところの当分の間という対策は、これは体制が当分だということですか。そういうふうに思っただけでよろしいですね。その体制というかあり方という。何となく、分かったような分からないようなことで。

そこで確認ですが、診療所体系は7診療所が一本化という会長の話でしたが、それは事務局から話をされましたように、しきりに独立採算という言葉が出ますが、各診療所が独立採算ということでありましょうか。その点についてはどのようになっていますか。

濁沼事務局長 再度お話をいたします。

一番心配された診療所については当分はありません。現行のとおり新市に引き継ぐということで、既存のまま新市に引き継ぐと。医療体制はそういうことです。

ただこの当分の間、4番の部分です。これは先ほどもいいましたように運営の部分それから医療体制の部分です。体制については先ほども何回もお話をしているんですが、診療所、病院を含めて専任の管理者を置く方向で、その管理下の下に個々の病院なり診療所を配置する計画であるということです。この管理下のもとという部分については、例えば医師対策なり、そういう部分については今までは管理者が町長等だったと思うんですが、そういう部分で非常に日常の行政業務をしながら、やはりこれからの医療というのは非常に難しくなってくるだろうということで、例えば医師対策なりを専門にする専門の管理者を配置すると。その場合は病院だけではなくて、各診療所もその管理下の下に置きますよという部分です。そういたしますとこれまでの体制よりも、より体制的には強固になるのかなという感じがいたします。

それから会計の処理方法なんですが、これはくどいようですが、3つの病院については企業会計ですから1つになります。ただ、会計は一本でも内容的に目内で分けて、例えば栗原中央病院、それから若柳、栗駒という中で独立採算的な部分でやっていただきますよと。ただ、最終的な体系は一本になります。ただその中できちっと一つひとつの病院会計が分かるような部分で、独立採算的な運営方法を目指していただきますよという部分です。

それから、心配された診療所の部分ですが、診療所についてもこれは特別会計を持っておられると思うんですが、その中で特別会計は一本にして、ただその中で例えば花山なり瀬峰なり高清水なりは、病院と同じようにきちとしたものを設けて、その中で明確に収支等が見えるような部分の処理をとりますということです。でありますから、当分の間の部分はそういう部分であって、決して具体的な医師対策なり、それから診療所の取扱い関係を検証するというものではありません。ご理解をいただきたいと思います。

議長 ご意見。

茂泉文男委員 理解できましたが、それで先ほど若柳の加藤委員がおっしゃいました派遣医師、これはぜひ協議会でもいいし新市等でもいいしということで、これは確約等はできませんでしょうか。これがなくては診療所もあり得ないという。これは非常に花山村においても、花山はどこですか、自治医

科大ですか、今までの流れでこれがどのようになるかという心配事があるんです。結局うちの村長が市長になれば話は別ですが、なかなかそうもいかないと思うんです。そしてその辺の担保というか、今の会長が市長になるという確約もありませんし、どこでそれを担保として生かせるか。その辺をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 それは、結局は今ここでみんなで協議をしておることですので、これはみんな万民が認めることですからして、これは新しい新市になった場合は、市長にそれを責任を持たせるということにならざるを得ないのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。そして、花山診療所については、今自治医科大学から医師が派遣されてきておりますので、これを継続して今後も派遣をお願いをしていくというような方向以外にないのではないかと思います。そのことについては、今ここで大学から必ず医師を派遣させますよと、本当に茂泉さんおっしゃるとおりこれは心配です。それを今ここで確約しろと言われても会長もできませんが、やはりこれはみんなそのとおりの意見がなお聞き届いてございますので、これは事務局の方でもよく留めておいて市長に引き継いでいくというような以外にないのではないかと思います。（「了解」の声あり）ありがとうございました。

千葉委員。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

今回のこの病院・診療所事業の取扱いについて、前の病院関係のお話をした際にたしか集約としては、例えば我が町の病院の改築計画、このお話をした時には、財政との関係もありますという形で、財政的な問題を含めて議論の対象になりますよというような話がありまして、私自身としては、その部分については執行部の方に預ったという気持ちでいる訳です。したがって、その辺の認識についてまずお聞かせをいただきたい。そういう前提で1、2点、お尋ねをします。

病院・診療所の医療体制については、当分の間現行どおりとして新市において調整するものとする。これは、栗原中央病院を立ち上げる際にいろいろ議論をいたしました基本理念、基本構想に基づいて我が町の今の国保病院についても生かされていくものだというふうに理解しているのかどうかです。先ほど築館の石川さんから若干水が入りましたが、平成13年度の県が行った患者動態調査の結果の中では、中央病院の病床率が低く、今後どれだけ吸引できるかという課題は残るにしても、若柳、栗駒病床利用率は高い状態のままであるという表現の報告書があります。ご案内のとおり、私の方の病院利用率は、院長以下大変ご苦労いただきまして80%台になっております。従って、医療圏についても当時の組合の立ち上げから含めると、鷺沢、あるいは栗駒、そして金成も含めた病院組合の経過を踏まえたと、依然としてやはりそういうところに医療の利用者が存在をしているという実態であります。その結果が今の我が町の病床率の高い率を占めている背景になっているのかなというふうに私は思っています。

それと同時に医療関係者にいろいろとお尋ねをいたしますと、この110床というのは、一般60、療養50の本町病院ですが、それは経営の安定化の上からも必要確約ざるものだという言い方をされております。したがって、今回のこの文章を全体の流れとしまして、基本理念、基本構想に基づいた当初130床から110床にベット数を減らして現在に至っている訳ですが、この考え方がこの取扱いの中に今でも生かされている、このように理解をされているのかどうか。

それからもう一つ。300床の話がありますのでちょっと触れておきますが、先ほど若柳の加藤さん

が言われましたように、300床にしたからといって万々歳になるという保証はどこにもありません。今、石巻の市立病院の問題や、古川の病院などが大きな経営問題に突き当たっているのもその例であります。したがって、この300床の問題は、目標として高く掲げて進むことについては口を挟むつもりはございませんが、栗原郡内の合併後の8万数千人の人口動態から見まして、必ずしも需要が満たされるという状況では私はないのではないかと。従って、今現在の体制を強化をして、医療そのものに対する住民の信頼を勝ち取ることが極めて大切な状況であって、300床に目標を掲げて整備をすることについて異論を唱えるというものではありませんが、ここの当分の間現行どおりとし、新市において調整するものとする。これらは当分の間ということですから、当分の間はベット数の調整も含めてないものと理解していいのかどうか。そこをお聞かせをいただきます。

それから、経営形態のあり方について。

今、いろいろ企業会計の話が出ましたので、そして各事業所ごとに独立採算性の話がありました。分かりやすくいけば企業会計を取り入れて3病院の連結決算、こういう位置付けでいいのかどうか。企業の企業決算と同じように、企業会計としての各3つの病院、そしてその上に連結決算で企業会計全体をやっていくと。こういう理解をしていいのかどうか。これを1つです。

それからもう1点は、改築計画であります。重点プロジェクトでは、たしか20年から23年という重点プロジェクトの計画のそ上に載っている。これも議論をいたしますと財政計画と建設計画、この後出てきます話に移る訳でありまして、今この時点で回答を得られるのは難しいのかなという点はありませんが、今耐震度調査の結果、改良しなければならないという状況に本町国保病院が問われております。その改築費に約5億円を要するのではないかと問われております。そうしますと、20年、23年で新築計画をする。それに間に合わないということで、もし耐震度調査の結果、5億円もかけて事業をした結果、また20年から23年に新築にしていくということになりますと、場合によっては二重の投資を余儀なくされるのではないかと私には心配をいたしております。従って、20年、23年の果たしてこの前倒し計画実施というものが、重点プロジェクトの中での議論の中で可能なのかどうかという点まで触れて、考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、5番の手数料についてちょっとお尋ねをします。

5番手数料分で、これは資料の3ページであります。これは、栗駒の国保病院だけがどういう経過もっているのか分かりませんが、下の方の労災証明書、労災後遺症診断書、それから労災障害補償診断書、これは栗駒町内の国保病院だけが記載をされておりますが、大病院と言われている栗原中央病院、これは何かの関係で指定にならないのかどうか。今時点では、栗駒の国保病院だけだけれども、将来はどのような形になるのか。この料金体系を見ますとそのように私は理解をいたしましたが、経過を含めてお聞かせをいただきたい。以上です。

議長 今千葉委員から質問がございました。このことについて事務局で答弁できるもの、ひとつ答弁して下さい。

鈴木事務局長 ただ今千葉委員さんの方からの4、5点ほどのご質問がありました。

今回の提案の表現については、医療組合の基本理念、構想に基づいてこういう表現をしたのかということと理解してよろしいかということとでございますが、この辺につきましては、医療組合の方とも十分資料等、それから打ち合わせをいたしました。医療組合の方では、総務委員会の方からいろいろご提言が

あったというふうに聞いております。この提案の内容についてはそういったものも踏まえて、こういう表現にさせていただきますので、まさしくそのとおりだというふうに理解しております。

それからそれと関連しまして、そうすると現行のまま新市に引き継ぐということになると、ベット数、いわゆる病床数といいますが、それも現行のままなのかということのご質問だったのかと思うんですが、いわゆるこの中でいうには、現在の栗駒のベッド数110もそのまま新市に引き継ぎますということでご理解をいただきたいと思います。

それから、私の方から大ざっぱに何点か申し上げまして、あと補足の意味でまた説明したいと思いますが、いわゆる企業会計方式、それぞれその個別の病院、それぞれの病院で決算をすると。最後にそれを連結決算ということなのかとまさしくそのとおりでございます。

それから、手数料の関係。ちょっと手数料については次長の方から説明申し上げます。

千葉事務局次長 資料についてでございますが、手数料関係でございます。こちらに記載してございます手数料については、基になるのは先ほど加藤委員さんの方からもお話がございましたとおり、医師会の意見、この事が基になっているものと理解してございますが、この内容につきましては、各町村の例規に記載されている内容のそのままでございます。したがって記載に若干違いがございますが、これらの調整方針といたしましては、もちろん医師会等の意見を踏まえまして統一した形で調整したいということでございます。以上でございます。

鈴木事務局長 それから、国保病院の改築計画についてご質問をいただいた訳でございますが、栗駒町さんとしては、平成20年から23年の間での計画を立てておたと、それが先日の地震をもって耐震に問題があるから、それをひとつの改築が必要になるからその計画の前倒しというような、可能かどうかという趣旨のご質問だと思います。この辺も病院の改築関係につきましては、先般町村長会議の中でも、条件等々が整えばそれについては改築しなければならないだろうということで、首長さん方共通でご理解したというふうに理解しております。

千葉伍郎委員 最初に手数料の関係で、私が聞いている中身とちょっと答弁が違いますので。そんな質問をしたのではないんです。要はそこ言いますように、合併時とありますように、労災証明書と以下3つ、下にありますね、労災証明書、疾患書、労災障害補償診断書。この3つは本町病院だけが持つ特殊なことなのかと。例えば300床の話をする中央病院が、なぜこういう資格要件を持ち合わせをしていないのか。これは聞いているんです。医師会と何も関係ないのではないですか。ここを聞いているんですから、明確に答えて下さい。

あとは、そこで答えがなかったんですが、前に新改築計画を議論した際に財政問題の裏付けがない議論には発展をしかねませんから、財政の際に裏付けをという確か話で、何回目だったか分かりませんが、私記憶をしているんですが。今回は、この調整案を承認した後、このあといつかは財政問題と建設計画が出てきますが、この話は前の経過からいけば逆ではないのかなと。病院・診療所の取扱いについて財政や建設計画を示さないで、先にこの56号を扱うというのは、前の経過からいいますと筋違いではないのかなと私は疑問に思ったものですから、この辺はそういう記憶は事務局ないでしょうか。なければないと聞いてもしようがないから、確認を私はそうしておるんですが、そうしますと私が記憶をしているような状況でありますと、提出された56号の出し方については、順序が逆ではないでしょうかと、こういうお尋ねをしている訳ですから、明快なご回答をいただきたい。

基本構想、基本理念に基づいたいわゆる病院・診療所の取扱いという文章の流れになっておるということですから、これはこのまま理解をして再質問はいたしません。以上です。

議長 事務局で答弁して下さい。診断書の件。

濁沼事務局次長 1つは料金の関係であります。これは今、病院部会長と確認したんですが、これは労災の指定病院ということで、これは法定料金で金額が決まっているものであります。その分で栗駒国保病院については条例化されているところで、その部分の金額を計上しています。ただ若柳国保、それから栗原中央病院については、これはご覧になっていただきますと空欄になっておりますが、この部分が指定を受けていないのか、それとも法定料金ということで、額が決定になっているということで条例化なりしていないのか、それは確認できないんですが、国保部分の金額については、各病院の関係する条例等から引き出しております。この2つの病院については、条例化の中では料金が設定されていないということで、これは先ほど言いましたように労災の指定を受けていないのか、それとも法の法定料金だということで金額を表していないのか、これは確認はされておられません。

それから、建設計画の部分であります。これは栗駒の国保病院だけではなくて、例えば鶯沢の診療所なり花山の関係なんかもいろいろと町村で検討された経過があります。それらも含めて、やはりこれは病院事業の取扱いの中で議論されるものではなくて、これは建設計画の中で議論される部分だろうと思います。そういう関係から、この病院・診療所の取扱いについては、建設に関わる部分はあえて文言なりの部分では表記をしておりません。この部分については、これから出ております建設計画等でご議論いただければよろしいのかなという感じがいたします。以上です。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 今、後から答弁した方から。私は先にまず、そういう意見を留保しておったのではないですかと。そうしますと建設計画と財政計画の出し方、この議案の前に出さなくてはなかったのではないのでしょうかということを聞いているんです。私はそのように理解していますが。この間はそういう話ですから。私は素直にさっと下がったんですけども。そうしますとこの医療体制、病院・診療所事業の取扱いが決まる以前に体制をどうするのか。このような運営体制、あるいは医療体制をどうするのかという基本にかかわる問題が、当然財政と建設計画が伴ってくるものだなということを理解いたしまして、前は引き下がったと私は理解しているんです。それには答弁がありませんから、それはあつたけれども財政の建設計画、後でなったかもしれないけれどもやめていただきますよということになるのかどうか、もう1回答弁して下さい。

それから、この病院の関係の手数料の関係では、余り細かいことですから議論したくないんですが、専門部会長が今日来ているのではないですか。こんな程度のものが議論されないで協議会に資料として上げているんですか。余りにこの協議会の付議事例について軽々しく見てもらったのでは困りますよ。私たちは真剣になって調べてきているんですから。今みたいな答弁で、この会議が終わって決まるなんていうばかなことはないでしょう。何を考えているんですか一体。私たちだって時間をかけて、暇なくこれを見ているんですからね、ちゃんと答弁して下さい。

議長 分かりました。

濁沼事務局次長 初めに料金の関係からお話をいたします。

3ページをご覧いただきます。たしかに今の労災に関わる部分もそうであります。それからそうでな

い部分もあります。これは先ほど、若柳の加藤委員さんからもお話がありました。この若柳なり栗駒なり、それから診療所の部分で项目的に金額が入っているところと入っていないところ、これらの部分について、やはり公的病院・診療所、設置者一つでありますからこれは統一的な料金体系をするべきだろうということで、そのような内容から合併時まで調整するというので、決して継承している部分ではなくて、合併時までには例えば残すべき料金、それから調整すべき料金、それから项目的に1病院等だけで出ている項目、これを全ての医療機関なりに料金体系として料金設定をすべき項目なのかどうか、それも含めて合併時までには調整をするということでもあります。

それから、建設計画の部分ですが、これ一番大事なのは、先ほど局長が言いましたように栗原地域の医療組合の中央病院を立ち上げる時に理念なり構想がどうであったかという部分が先に出てきます。その部分からいうと既にご存知かと思うんですが、例えば基本理念からいいますと、栗原の望ましい医療体系、これは中央病院を核として公的医療機関の役割分担を明確にしながら、開業医との連携を深め地域医療の再構築を図るということが1番目にありました。これを当然新市において、これはこの方向でやっていくということでもあります。

それから2つ目としては、栗原中央病院の建設もありました。これは平成14年7月に既に開業済であります。それから公的医療機関の地域医療体系の再構築。これは新市の望ましい医療体系を構築するために当然新市において検討を加えていくということです。それから栗原地域の公的医療機関の機能分担との連携の部分です。この部分についても栗原中央病院を核として、栗原地域の公的医療機関との役割分担及び連携を図っていくということは、若柳病院なり栗駒病院なりそれ以外の診療所を含めた部分で、新市に現行どおり引き継ぐという部分であります。それから、現在の圏域の公的医療体系の運営主体を一本化するということで、これは合併に、新市が発足になれば当然解消されるということです。

それから基本構想としては運営主体の一本化。これも合併により解消されるだろうと。それから地域医療の体系、これも基本構想の中で先ほどと同じ部分ですが、これは二次医療体制の構築のため、新市において当然再構築をするという部分等々です。それから、その中であります栗駒国保病院の関係であります。この部分については、確かに9年の現況時では130床の部分でありました。これは栗原医療計画の基本構想の中で一般病棟70、それから療養病棟40ということで、20床を削減するというので、これも内容的には60、50という一般病棟と療養病棟の関係ではありますが、110床確保ということで、全てこれらの部分について1にありますが現行のとおり新市に引き継ぐということでもあります。ただ、建設の具体的な部分は、建設計画の中で栗駒町さんから計画として出された部分があります。それらを踏まえて、やはり財政計画の中でまたご議論いただければいいのかなと。決して議論しないという部分ではなくて、これを財政計画、建設計画の中でひとつご議論いただきたいということでもあります。

議長 千葉委員、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

高橋委員。

高橋義雄委員 2点ほど。

まず、今千葉委員と事務局とのやり取りの中で、栗駒町の国保病院の改築計画についてということですが、前回出した平成20年の改築予定だったのを事務レベル、事務レベルということはそちらのことだ

と思うんですが、前倒しが浮上してきたと思うがというような文言で千葉委員がお話しなされました。そのことで今いろいろと、どちらも千葉委員も栗駒でありますし、答弁した次長も栗駒町の人でありますけれども、私はこの建設計画については、全くちんぷんかんぷんなんです、栗駒町さんの。ところがどなたも余り詳しく分かっていないと思いますが、その辺が分からないと何だかさっぱり分からない議論なんですということなんです。私は全然分かりませんから、どのような進み具合で栗駒町さんから建設計画が出たというような話も事務局は今しましたから、その内容について若干詳しく。若干詳しくというのは変ですけども、詳しくご説明をいただければ議論の内容が分かる訳です。全然分かりません。前回のこのことについては、いつ建設することになって、それでいつの計画で、建設をいつにしたいのかが、全然そのことが分かりませんので、その辺を聞いてから議論に参加したいと、このように思います。

それから、合併後の病院の運営の方針でありますけれども、これは3病院各診療所、これらを全部一括した企業会計ということで進めてまいるといことのようにありますし、企業管理者を置くと、病院管理者も置くというふうなことで体制の整備をしていきたいという話でありますけれども、それはそれで結構。それでまたその中には病院ごとの独立採算でというような話もありました。

そこで、まだ気の早い話ですけども、考えておいて欲しいなと思うことが1つあります。それは、どのようなお考えを今現在お持ちになっているのかということ、交付税措置であります。各町村、病院を持っている町村は特に病院があることによって交付税が算入されてきます。病院がある所です。俗にいうルール分といまして、我が若柳町でもそのルール分についてはそれ以上のものを病院に一般会計から繰り出ししているという現状がありますけれども、交付税の繰り出しについて、どのようなお考えをもってこれから進めていこうとしているのか。私は各病院ごとにその計算された交付税を繰り出しすべきという考えを持っておりますけれども、繰り出しについてどのようなお考えをお持ちでこれから進めていこうとしているのかお尋ねをしたい。以上です。

鈴木事務局長 では、私の方から1点だけ。栗駒町さんの改築計画、例えば具体的な部分でどうなんだということの趣旨かと思われまますけれども、これは具体的な話としてお聞きしているのは、例えば現況の建物が先般の5月、7月の地震でもって大分ひどくなったんだというような話でございましたし、栗駒町さんとしては、以前からある一定の時期に老朽化した国保病院についての建て替えの予定というようなものが事業計画の中に入っていたというようなことでございます。ただ、これまで皆様方にお示ししてきました建設計画の第4章の医療体制の充実という欄の中で、病院・診療所の整備という表記がしてございますが、それが現在各町村で持っている3病院4診療所ですか、それらも将来的には建て替え等々も生じてくるだろうということで、建設計画には盛り込んでおります。具体的に規模だとか事業費という部分までの話し合いとか、そういった部分というのは今のところはないんですが、ただ例えばそういうことの将来的な事業計画の調整については、今後なされるのかなというふうには思いますけれども、それでよろしゅうございますか。私の方からその部分。

濁沼事務局次長 それから、病院の建設にかかわる部分の交付税措置された部分、これを病院会計に繰り出しをするのかという部分だと思うんですが、これは当然どこの病院なりなんかについても、ほとんどそのような対処をとっておりますから、これは1つの会計処理においても同じような取り方になると思います。以上です。

議長 高橋委員。

高橋義雄委員 1点目につきましては、おおむね理解いたしました。医療組合が立ち上げの時に、築館、若柳、栗駒の3病院と4診療所ということが規約的には一括して事務処理をするんだという規約がございます、それは栗原圏域の10ヶ町村でもって3病院4診療所の事務処理を一括するというような規約がありますから、それはそれでよかったんですが、そこまでは触れることはないんですけども、今はそれがちょっと崩れている医療組合なんですよ。それはそれでいいんですが、ですから私は、今若柳も建てておりますが、そのことをどうのこうのではありません。先ほどうちの方の加藤委員が話しましたけれども、中央病院1つあるからこの全ての栗原地域の医療が解決するというものではないので、必ずや栗駒の病院だって、これは必要だと私は特に認識しております。ましてや110床でありますから。若柳は120床、これは153床から33床を、言ってみれば中央病院にやっつて、栗駒は20床、130床になって、栗原中央病院、そのようにして立ち上げたという経過がありますから、ですから改築については、いろんな今後の医療体制の整備等考えて進めて参らなければならないと思っておりますけれども、決して要らないんだといったものではないというものでありますから、これは十分議論する必要があります。そして考える必要がある。それから財政計画にも盛り込むようなお話しもありますから、それはそれで結構だと思います。

それから交付税関連の関係でありますから、その点についても、これは特に今本当に理事長のお話ですと当たり前の話だといったような話ですが、これが財政的に苦しくなれば当り前の話でだめになってくると思うんです。例えば100来たところを50しかやらないとか、200来たところを70しかやらないとか、そういったようなことが起きてくる。経営が苦しくなればです。ですからそういったようなことははっきりと今ここで交付税算入の分についてはきちっと繰り出す、といったようなことも申し合わせするということが必要であろうと私は思います。そんなところです。

議長 交付税の算入されたものは、それぞれ各病院の収入として繰り出しをするということで、これも配慮するというように留めておきたいと思っております。

そのほかございますか。どうぞ高橋委員。

高橋光治委員 金成の高橋です。

先ほど来、私病院の方には、皆さんから何も分からないのにしゃべると言われるかもしれません。金成は公設民営の萩野診療所が設置されているだけでありますから、お医者さんも地域医療ということで個人経営でやっていただいております。ただ、これまで金成町、中間の合併の協議の報告をしながら、2月23日から24日まで合併懇談会をやってまいりました。そうした中においての意見、そしてこれまで進めてまいりました合併の調査特別委員会の意見を、今日提起されております病院の扱いで申し述べますと、病院の今後の建設につきましては、全体的にです、駆け込み的な病院の建設をするというのはぜひ避けるべきだろうという意見が大半でございました。職員の方々からもそういうお話がございました。合併するときは1万3,000人ということでやる訳ですが、いろいろな試算を見ますと、今後の人口も9万、10万といくというプラス思考ではなくて、違う部分もあるでしょう。ただ、今あります病院群の捉え方をしながら、きちっと地域に根ざした計画的な建設計画を出すように要望してこいというふうに言われましたので、そういう部分は今後の建設計画の中にぜひ盛り込んで欲しいものだというのが私の意見です。

2つ目。医師の配置の解決をぜひして欲しいという要望が多かったです。今、病院を持っているところの方々も話を聞きますと、まずもって理事長も言いましたけれども、中央病院の透析や小児科それから脳神経外科系統の医師体制が弱いのではないかと。ぜひこれらは1.5人医療に迫るような状況で配慮するような格好で努力をして欲しいというのが大半の意見でございました。

それから、他の療養型等の兼ね合いもあると思いますが、ぜひその辺はバランスよく栗原全体の医師配置という状況をしていただかないと、合併までいってからも我が地域我が地域という格好になっては困るのではないかというふうに私は思っております。そういった意味からすれば、合併をしたならば運営委員会の方向というものは、病院群その他は、全体的な配置を持った医師の配置などを考える運営主体にすべきであって、合併しても我が地域の病院の運営だけという捉え方をしていただかないで、金成町はそういう意味では国保病院その他持っていませんから、どこにも気軽に安心してかかれる病院群体制に是非つくって欲しいものだということで、お願いをしてこいということでございますので、ぜひ会長、これ医師の派遣などについては理事長の方にも通していただきまして、そういう方向で今後協議が進んでいくのだということであればよろしいのですが、その点はいかがなものですか。お聞かせを下さい。

議長 病院の建設について、駆け込み的な建設はあってはならないということですが、決して今若柳の病院を建てておりますが、これは先ほど若柳の高橋委員からでしたが、平成2年から若柳町では過疎計画にのせまして、苦勞をしながら今日まで来ました。これ合併してもしなくても、これは既に建設計画はあった訳でございますので、その辺はひとつご了承下さい。

建設計画に載せるべきであるということでございますが、これはこれからの建設を図るには、栗駒病院のことがありますので、それは当然今事務局で申し上げておりますように、今後の財政計画と合わせて、それらは計上していかなければならないだろうと思っておりますので、今後の財政計画の中で対応していくべきものであらうと思っておりますのでご了承下さい。

それから医師のバランスのとれた配置計画ですが、これが一番問題だと思います。やはり今不足をする中央病院の先生方は、これからみんなで力を合わせて対応していかなくてもなりませんし、今それぞれ栗駒病院、それから各診療所、若柳病院にいる先生方は、やはり現状維持でもってやっていくというのが一番どの町でもそのように思っておりますので、この病院の先生方を再度配置替えをするということは決してあり得ないものであらうと、会長としては思っております。不足する分は、今後医師招へいに全力を尽くすというようなことで、バランスのとれた医師の配置を考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、ひとつご了承賜りたいと思います。よろしゅうございますか、高橋委員。

高橋光治委員 理事長からはないんですが、概ねそれでいいと思います。私はどこどここと言ったのではないんです。ただ、金成のように10キロ圏内に一関を含めまして、均等に公立病院を持って、最高の医療圏で生活をしている者にとっては、隣町が余りにも病院病院ということで主張されますと、これまでは負担をしないで大変有意義な快適な生活をしてきた部分もある訳ですが、負担の部分も余りにも出てきますと、町民の方々の不安が出てくる可能性があるということでお話をさせていただいているんです。是非バランスのある病院群とか病院体制、そして医師の配置などを是非人事の妙などを持ちながらやって欲しいというふうに金成の多くの町民は思っているようでございますので、お伝えを申し上

げたいと思います。終わります。

議長 ここに理事長もおりますので、よくその点は承知したと思いますので、ご了承下さい。

そのほかありませんか。武田委員。

武田正道委員 簡単ですので、3つの質問にお願いしたいと思います。

最初、2つの質問をします。使用料についてです。使用料は各施設で違うのですけれども、これは前回の使用料・手数料の取扱いの協議の際に示された考え方、要するに施設も違うし建設年次も違うのでこのように違うという考え方でよろしいのかが1つ。

2つ目。これがそのとおりかというのであれば、この使用料というのは、調整という言葉も入っていないので、いわゆる特別の議論がないために、当分はこのまま続けてということでしょうか。

先に2つお伺いします。

議長 今の2つについて、答弁して下さい。

千葉事務局次長 まず、使用料の考え方でございますが、前回の使用料の取扱いと同じ、委員さん仰せのとおりでございまして、同じ考え方でこういった調整案としてございます。

それから、16番の調整案の方に、使用料については現行のとおり新市に引き継ぐものとするとしてございます。この後調整するののかということだと思っておりますが、これにつきましては、そのとおり現行のとおりそのまま新市へ引き継ぐと。そこに調整ということは意識してはございませんので、その辺でご了承賜りたいと思います。

議長 武田委員。

武田正道委員 それでは、3つ目です。

それではちょっと前の質問と同じですけれども、合併時まで調整するという、問題が戻っておりますけれども、この文言をよく読んでみますと、合併時まで調整というところを、合併時まで調整するということを事務局または町村長会議に一任すると、このように読むとぴったりあてはまるんです。そういう意味と理解してよろしいか。

あと、それからついでにお願いも言っておきます。

前に提案理由について書き添えていただけないかということをお願いしたら、事務手続上大変なのでということで、ちょっとお断りされたことがあるんですけれども、たまたま合併協議会だよりを見ましたら、そこにはきちんと提案の理由が書いてあります。大体一覧ぐらいで書いてあります。それぐらいの立派なこれぐらいの文書であれば、要するに手間的には大したことはないです。そのコピーを見ますと両面対応コピー機を使っているようですので、このかがみの裏にでも書いていただければ非常にありがたかったかなと。うかつにでも最後の方で気づいたものですから、これはお願いしたいと思います。以上です。

鈴木事務局長 合併時まで調整するということですが、表現に対して今武田委員さんの方からいろいろお話しいただきましたが、先ほど伊藤委員さんへのご回答でもって、ご了解いただければというふうに思います。

また、これまで提案理由につきましては、事務局の方で参考資料をもとに口頭で説明をさせていただきましたということで、残り少ない協議会の中で、これまでどおりの提案の仕方でご了解いただければというふうに思います。

議長 いいですか。お許し下さい。はい伊藤委員。

伊藤竹志委員 先ほど、協議第55号の一部分で私質問したんですけれども、どなたか関連質問で答えてくれるかなと思ったんですが、後半の部分だけは事務局答えてくれたみたいですが、前半の部分まだお答えがないので、再度ご質問します。

さっき、栗原中央病院は新市に引き継ぐということであり、今回はその他の病院ということで出ているんですが、これの実際の評価だとかそういうものはやはりすべきではないかということをお話ししたと思うんですが、これがちょっとさらにつけ加えると、非常にものすごく不安なんです。一括会計というふうなことになる、栗原中央病院には赤字、たしか加藤委員としては14億とかなんかと私がぴんと来ない数字がぱっと出たんですけれども、この数字は何でここには出てこないんでしょう。

議長 それは、次回に出します。今、事務局では...

伊藤竹志委員 では私ども以外、議員さん方はみんなご存知だったということですか。

議長 いや、組合会議員ですからたまたま。

伊藤竹志委員 そうということですね、分かりました。そういったちょっと大きい数字も耳にしたものですから、なおさら不安になると思うものですから、そのとおりやると言われても赤字がこんなにあると、実際そのまま行くのかどうかという不安もありますので、やはりそういった一緒に評価するというふうなことで、それに基づくやはり高橋委員さんの方からあった、やはり医療計画に基づく引き継ぎというようなことも明記していただきたいなというふうに思うんです。これもやはりさっき茂泉委員の方から、自治医科大の方から医者が来るというお話があったときから私は不安なんです。これは花山の皆さんに失礼ですけども、花山村と聞くとああ無医村だなという感じがするんですが今度栗原市になりますよね。果たして栗原市になった場合に、自治医科大がどんな基準で派遣するか分からないですけども、派遣してくれるんだろうかと。村と言った方が何となく派遣してもらえそうだなと、これはちょっと内容が分からない訳でちょっと無責任は発言なんです、そんな心配をやはり住民はすると思うんです。そういうこともありますので、まず引き継ぐ場合は一定評価されて医療計画、その辺もやはりきっちり作ってほしいということをお願いします。

濁沼事務局次長 これは、非常に難しい部分なんです、ただ先ほど何回もお話ししているように、栗原中央病院を設置するときの平成9年度に定めた栗原地域の医療体制の理念、基本構想を新市に引き継ぐという部分になります。今の心配される内容からいいますと、例えば栗原地域の望ましい医療体系、これを何回もお話ししていますように、やはり中央病院が中心になってくると。地方からいくと。ただ、2つの病院を運営する云々ではない。中央病院をやはり核として他の2つの病院を含めて、やはり公的医療機関の役割分担を明確にしたその公的医療体制の構築が必要だろうと。当然そこには開業医との連携も必要になってくると。なおかつこの地域医療の再構築は当然必要であります。ただ、やはりこの新市の望ましい地域医療を確立するためには、やはり新市において検討を加えていく必要があるだろうと。ただこの基本は何回もくどいようですが、花山さんなり瀬峰さんなり高清水さんの診療所を軽視するのではなくて、極めて住民の命にかかわる部分でありますから、これを大事にしながら、ただ全体的な公的医療としての体制をやはりもう一度作っていく必要があるだろうということ。この部分については、これは簡単にできる部分ではありませんから、新市において十二分に時間をかけて、まして先生方、地元の医師会等も含めて、それから先ほどお話ししました専任の管理者を新市

においては置きたいという部分も含めて、やはりそういう全体の中で検討をしていかざるを得ないだろうと。ただ、その間については現行の医療体制をそのまま新市に引き継いでいくということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。ただ、これは合併時までにはこのような調整を積み上げていくのか、非常に難しい部分があるだろうというふうに考えております。

議長 伊藤委員。

伊藤竹志委員 大変よく分かります。是非そのようにしていただきたいんですが、ただ気になるのは、経営的には非常にその方が管理しやすいと思うんです。公的病院というのは会社ではありませんので、儲かれば良いというものではありませんし、やはり住民負担が基本ですので、考え方として、地域住民、特に周辺病院の医療のことを考えた上での栗原の医療をどうするのか。栗原はほとんど周辺ですので。中心部の人口はそんなにありませんので他の市と比べて。ですからそういったことを含めてぜひそういった施策を期待したいというふうに思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。そのほかございませんか。

中嶋委員。

中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

経営とかなんか、ちょっと重い話が多かったので、千葉築館町長さんが明るい話をということで、明るい話をさせていただきたい。

自分で具合が悪くなったらどういうふうにして、大きい病気になった時どうなっていくのか考えた時、地元の病院、公立病院、それからそれでだめな場合専門医、そして高度な医療機関ということになるんでしょうけれども、かなり急に重篤になった時、この地域でどうしたらいいかなと思った時、高いところは余り得意ではないんですが、例えばヘリコプターで一気に仙台までとか、あるいは古川の高度の病院まで搬出する体制がないのか。そうすると花山だとか若柳だとか瀬峰だとかということではなくて、どこからでも行ける訳です。ただ、ヘリコプターを1基用意しておくというのはかなり難しい。でも、これからの広域的な社会であれば、例えば大崎市と、あるいは一関市と、あるいは石巻、気仙沼、本吉と、みんなで共有で使える。そんな毎日ドクターヘリが1日に飛ぶことがないと思いますので、こういったものがあつたらいいかなというふうに思っているんですが、緊急医療体制の所で、そういったお話等中でなかったかどうか。あるいはそういった方向について、今後の利用についてはどういったお考えがあるか、まずもって1点。

それから2つ目は、人員の平均的配置というのがあって、医師、お医者様の平均的配置の議論は随分なさっています。私はふとこの資料を見ましたら中央病院が277床ですか、看護師さんが129名、若柳の国保病院が看護師さん60名、120床、栗駒が120床で29名です。私、ちょっと分からないので聞いているのでご勘弁いただきたいのですが、栗駒と若柳と単純に比較しただけで、看護師さんの数が半分なのに、ベッド数が10しか変わらないということは、経営上云々ではなくて患者として見たときに、両方同じような同レベルのアメニティな入院生活なり病院での医療を確保できているのかどうか。その辺についてお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

議長 緊急医療について、まず答弁してください。

濁沼事務局長 救急ヘリの部分については、これは病院部会の方では検討されておられません。ただ、今お話がありました将来的にはそんな部分もできるできないは別にして、やはり必要なのかなとい

う感じ、検討すべきなのかという感じはしますけれども、ただ部会においてはそこまでは検討されておりません。

それから、いわゆる例えば若柳国保病院と栗駒町国保病院の職員の数であります。これは医師も含めて若柳さんの場合には8名、栗駒3名ということで、これは例えば看護師なり準看護師なりの部分も大きく違うのは、これは医師の数にやはり関係してくるのかなと。こういう部分で診療科目なりそういう部分が大きく左右してくるのではないかなということで、詳しくは分析、細かい資料はないんですが、これは医師の診療科目の部分に大きく左右するのではないかなというふうに感じております。以上です。

議長 そのほかございませんか。

どうぞ、遠藤委員。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

ちょっとお伺いしますけれども、先ほど加藤委員が若柳国保病院は在宅医療をやっていますということを書いていましたけれども、そこで若柳の国保病院のみが指定居宅介護支援事業所という認定をもらっておる訳ですけれども、あと栗駒の国保病院がなり、あるいは栗原中央病院はないんですけれども、これはやはり何あるのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

加藤雄八郎委員 私の方でお答えさせていただきます。

今、法律的に200床以上は大病院と決められています。200床以下は中小病院と、普通の開業と同じへき地医療となっています。200床以上の栗原中央病院は在宅医療ができない、往診ができない。来てもらって高度医療をする訳ですから。一方の若柳国保病院の院長さんが夜中まで一生懸命進んで歩くんですけども、一生懸命やっています。だから黒字なんです。珍しく東北大で出身の医者で在宅するという人はめったにいない。これは今在宅するということはほとんどいない。栗原中央病院のようにして患者さんが来てもらって診るのが高度医療。それから、寝たきりになった人を、もう治らない。治らないけれども、鼻からチューブ入れたり呼吸器入れていても、治らない人は今は在宅に行けといわれる。そうした場合、うちの方の院長さんが在宅地域医療の密着型を目指すのでそのようになっている。それぞれの役割分担、つまり栗原中央病院は高度医療、若柳は地域密着型の医療をやっている。そのようなシステムになっております。栗駒の方はまだ分かりません。

議長 今のような状況です。よろしゅうございますか。

遠藤 實委員 それで、やはり在宅医療というのは、諸方面からますます期待されるような医療手法ではないのかなということに私は感じる訳ですが、従ってやはり栗駒の国保病院もそういうふうなことに、例えば申請でもってやれるのか、あるいは理事長さんの権限でやれるものか、是非そういう方向にひとつ医療体制を計画して欲しいなと、そういう希望でございます。

議長 はい、分かりました。

加藤雄八郎委員 人の方の院長先生は分かりません。批判もいたしません。ただ、栗駒の方も療養型取っています。つまり一般が3カ月過ぎたらもう退院させられる。療養型で行けばまた同じぐらい入れるということで、在宅に行くまでそういうもののシステムに栗駒はなっている。地域医療としてはやっているはずですよ。

議長 そのほか、いいですか。（「はい」の声あり）

では協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて、一部資料を後日配付するものがございます

が、これはひとつ後日配付させていただきます。ご了承下さい。

それでは、これをもちまして原案を了承するということによろしゅうございますか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございました。

それでは、協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについては、原案を了承することに決定してまいります。

ここで暫時休憩をします。およそ10分間。15分まで。

午後5時06分 休憩

午後5時18分 再開

議長 着席を願います。委員の皆さん、よろしゅうございますか。

それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

会議次第に従いまして進めてまいります。

提案事項に入ります。

6. 提案事項

協議第57号 地域審議会の取扱いについて

協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについて

議長 協議第57号 地域審議会の取扱いについて、協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについてを提案事項にいたします。

これらについては一括議題にいたしまして、事務局から説明をさせて参りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは57、58号を一括提案いたします。

事務局の方から、内容の説明を求めます。

濁沼事務局次長 調整内容です。

協議第57号

地域審議会の取扱いについて

市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

なお、地域自治組織については国の制度改革を踏まえ、さらに検討するものとする。

それでは、初めに2ページをお開き願います。

2ページは、国におきまして創設されました地域審議会の設置目的やその役割等について述べたものであります。要点のみを説明をさせていただきます。

この地域審議会は、合併した後、新市のまちづくりによる懇話会に発展させるため、平成11年度に創設されました制度であります。

設置方法は、合併協議会で検討協議し、合併関係町村の議会の議決協議を経て合併前に設置を決定す

ることとされております。この具体的な設置の仕方ではありますが、あくまで合併関係市町村の区域を1つの単位とすることです。このため、2つの町村に合わせて1つの審議会を設置したり、1つの町村を分割して複数の地域審議会を設置することなどはできないことになっております。

また、この地域審議会は必ず設置しなければならないものではなく、合併町村の実情に応じて設置することもでき、設置しないこともできます。

地域審議会の位置付けですが、あくまで新市のまちづくりについて市長から諮問を受けた事項について審議答申をするとするものであります。その他、事項につきましては、必要に応じて市長に意見することができるものとされております。

また、この地域審議会の設置期間は、合併関係市町村の協議により、一度設置された後設置期間等を変更することは一般的には適当でないとしてされております。

また、この設置期間は、新市の建設計画期限内5年から10年が適当というふうになっております。それでは、1ページにお戻りいただきます。

1ページは、具体的な地域審議会の設置に関する協議の内容であります。

第1条は設置方法であります、10町村全てに地域審議会を設置することにしてあります。

第2条は設置期間であります。この期間は合併後10年としてあります。

第3条は所掌事務であります。設置区域に係る新市建設計画の変更や執行状況と、市長から諮問を受けた事項について、審議答申をするものとしてあります。また、その他事項につきましても、必要に応じて市長に意見することができるものとしてあります。

第4条は委員定数であり、15名以内としてあります。

第5条は、委員の選任方法等であります。

第6条は、委員の任期を2年と定めてあります。

第7条は、会長、副会長について。

第8条は、会議についてであり、会議招集は会長としてあります。

第8条7項では、会議の審議を原則公開で行うとしてあります。

また第9条は、地域審議会の庶務であります、組織機構及び機構の取扱いの関係から、として、あえて取扱い名を入れておりません。

次に、3ページをお開きいただきます。

3ページの資料は、今ご説明いたしました地域審議会を、これからの栗原のまちづくり地域づくりの中において、より具体的にどのように位置付けをしていくかイメージ化したものであります。既に一迫町や築館町の一部におきましては、地域コミュニティセンターや地域集会所等を中心とした幅広い地域自治活動が展開中であり、また鶯沢町につきましても、今年4月から各地域ごとに行政と一体的となった地域づくりを進めるため、地域の公衆衛生組合や納税組合、老人クラブや婦人会等との連携のもと、各行政区域を基本とした自治会組織を立ち上げる予定とのこととあります。これらの町村組織に共通しておりますことは、これからのまちづくり地域づくりについて、自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくしていく、地域のいろんな問題は自らが主体となって解決していこうとする姿勢であります。

新市におきましても、各地域内の課題の問題点につきましては、地域が対応すべきもの、行政が対応

すべきもの、地域と行政が協働で解決すべきもの、このような整理した行政運営が必要なものになっていくものと思われま。

このような考え方で、今回提案いたしました地域審議会をよりよく機能させるために、新市におきましても一迫町のコミュニティ組織や、鶯沢町の住民自治組織等を基本としながら、各行政区単位や地域集会所単位のコミュニティ、地域自治会組織を立ち上げ、育成していこうとするものであります。これまで各行政区や町内、自治会や各種団体等が実施してきました地区行事や各種祭り、道路愛護や河川愛護、農排水の江払いや花いっぱい運動、またひとり暮らしや老人世帯のお世話、火災等の災害時における自主的な協力、交通安全街路指導など、これからも大事にしていかなければならない地域活動であり組織活動であります。このような考え方の中で、新市におきましてもこれまでの地域活動や組織活動をそれぞれに生かした体系を構築しながら、地域活動や役割範囲を画一的なものにはせず、地域と行政との協働の中にそれぞれの特性を生かした地域づくり、まちづくりを進めていこうとするものであります。

立ち上げましたコミュニティ、自治会、地域自治組織につきましては、第5回の納税関係事業の納税組合完納奨励金等の取扱いでもご協議いただきましたように、地域づくり総合補助金等のような制度創設等も検討し、支援をしていこうとするものであります。このような地域組織の位置付けの中で、今回提案いたしました地域審議会を運営していこうとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 それでは、これは次回の協議会でこれを議題といたしまして、協議してまいります。よろしくひとつお願いいたします。

それでは、協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについてを提案いたします。説明して下さい。

濁沼事務局長 それでは、協議第58号事務組織及び機構の取扱いについて提案理由を説明させていただきます。初めに調整内容です。

協議第58号

事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 新市の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分に配慮し、次の事項を基本として整備する。
 - (1) 合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とするため、部制にする。
 - (2) 住民の声を適正に反映させるため、合併前の町村区域に総合支所を配置し、利用しやすい組織・機構とする。
 - (3) 住民の安全性を確保するため、緊急時や災害時に即応できる組織・機構とする。
- 2 新市の事務組織及び機構については、常に組織及び運営の合理化に努めるため、随時、見直し調整を図っていくものとする。

この事務組織及び機構の取扱いについては、先に協議決定されました事務所の位置、庁舎の設置方法にも関係してくる項目であります。この事務組織機構の取扱いについては、これまでの協議会討議の中におきましても、何件か事務組織、機構に関連してくる問題であるというふうに説明をいたしてきたところであります。

それでは資料をご説明いたします。

1 ページは、総務専門部会で意見調整されました集約内容とその参考事項であります。参考事項内容は、現在の10ヶ町村の行政組織と部門ごとの職員数を町村対比し表したものであります。ご覧のように、昨年10月1日現在の町長部局に教育委員会部局や農業委員会部局を含めた10ヶ町村の職員の総数は、一番右下にあります1,317名となっております。ほとんどの町村の行政組織は同じような行政組織となっておりますが、他町村とは違う独立的な事務部門を持っている課は、栗駒町の合併対策室と、築館町の合併対策室と保険課、若柳町の水道水質検査室、栗駒町の商工観光課、一迫町の地域づくり推進課等であります。若柳と栗駒町の2町が200名を超えた職員数となっておりますが、これは両町とも国保病院部門の職員数をも含めているためによるものであります。

また、特記的なことといたしましては、教育委員会部局について、栗駒町が小学校、中学校、幼稚園の設置数14と多いため、関係職員数も35名と、他町村とは比較し多い人数となっております。また、志波姫町につきましては、学校教育センター職員13名がいることなどがあります。

次に、2ページ以降の参考資料ですが、これは総務部会におきましてこれまで検討されてきました現在時点での事務組織、機構をイメージ化し表したものであります。あくまでイメージ図としてご覧をいただきたいと思っております。具体的には今後の事務事業調整によりより具体化していくこととなりますが、合併時点での10ヶ町村の職員数や職責等を考えますと、最終的には望ましい事務組織機構は機構としながらも、新市において段階的な事務組織機構調整をしていくという前提での建設的な事務組織機構とせざるを得ないものと考えます。

これまでの総務部会や幹事会等の協議の中での具体的な報告といたしましては、市長部局は部制とすること。合併前の10ヶ町村全てに総合支所長を配すること。総合支所長は部長職とすること。総合支所は4課1センター1委員会からすること。教育委員会部局は1部とすること。行政委員会としての人事公平委員会については事務局を置かず宮城県へ事務委任すること。消防部局につきましては、当面の間、1消防本部、1消防署、3分署、3分遣所とすること。消防部局で消防業務を所掌すること。

病院事業については、公営企業法の全部適用を目指し、新市において企業管理者を置くことを検討するとする。

こういう内容が確認をされております。

本所や総合支所の事務分掌や業務内容を絡めた中で、どのような課を必要とするのか、どういう係が必要なのか、またこの課なり係においてどのような事務をやるのか、これは資料にありませんので説明させていただきます。

具体的な組織内容については、現在も検討中ではありますが、今回提案いたしました調整方針に基づき、これから部会等で協議を重ねていくものであります。今回の提案内容は、その協議を進めていくための調整方針であります。

参考資料の2ページをお開きいただきます。

参考資料の1ページは、新市における本庁と総合支所のそれぞれの業務内容を大ざっぱに機能分担した事務組織をイメージ化し表したものであります。本庁に集約する業務は、総務、企画、財政、議会事務局、選挙管理委員会、教育委員会等の部門並びにその他の部門における計画管理業務等を考えております。また、その下における業務といたしましては、多くの地域住民の方々がこれまで町村役場に足を運ばなければ用事を足すことができなかった業務、別の言い方をしますと多くの地域住民の方々がわざ

わざわざ本庁まで行かなくても、これまで同様に総合支所で用事や事務手続きができるといった業務内容を総合支所に残しております。

3ページは、2ページにおきまして、本庁と総合支所のそれぞれの業務内容を大ざっぱに機能分担した内容をより具体的に新市の本庁機能としてイメージ化し表したものであります。

本庁の市長部局は、合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織機構とするため、7部制といたしております。

4ページは教育委員会部局や行政委員会部局、消防部局の事務組織をイメージ化し表したものであります。

5ページをお開きいただきます。5ページは、10ヶ町村に配置する総合支所の所掌事務をより具体的に表したものであります。事務組織の考え方は、4課1センター1委員会としてあります。農業委員会につきましては、新市において1農業委員会となります。平成17年7月19日までの委員会設置であります。

6ページは、栗原市の医療事務の事務組織機構のイメージ図であります。これまで、幹事会等の協議におきましては、新市における確かな医事医療体制を確立するため、病院事業につきましては公営企業法の全部適用を目指し、新市において企業管理者を置くものとして検討しております。また、各診療所につきましても、地域医療の観点から病院事業と一体的に運営することが望ましいとしながらも、会計処理につきましては特別会計方式とし、病院会計とは切り離して処理することを前提とした組織機構としてあります。以上で説明を終わります。

議長 協議第58号、これも事務組織でございます。そのことについても総合支所の事務組織、本庁の事務組織、今このイメージ図によって説明いたしました。これもいろいろご意見等がたくさんあると思います。それらについては、次回の協議会でひとつご議論を賜りたいと思いますので、この提案事項については、以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

それでは、本日の協議事項と提案事項については以上で終わります。

7. その他

議長 7番目のその他に入ります。

会長から申し上げますが、次の協議会は、25日ということにしてあります。なかなか25日まではまだ財政計画も出ておりませんので、地域審議会、それから事務組織の新市の、大変時間がかかるのかなと思いますので、事務局の方では大変申し訳ありませんが、この協議会を1日増やしていきたいというふうな計画があります。ひとつ委員の皆さん方には大変申し訳ありませんが、今事務局から説明をいたしますので、お聞きを願ってご意見を承ってまいりたいと思いますので、よろしく願います。事務局。

鈴木事務局長 これまで、3月25日を最終目標として、その間に何回か入れながら協議をしてみたいというご説明をしてみたい。ただ、なかなか難しい問題が山積しております。そういう中で、現在の財政計画について十分関係町村と議論し協議調整中でございます。ということで、本日の

協議会ではなかなか提案できなかったということでございます。そういうことで、3月25日を目標にそれを提案申し上げ、実質審議、その日に審議に入っていただいても結構でございます。ただ、ある意味では余裕を持つ、もう一度日程を追加したいというふうに思いました。その日程につきましては、4月8日、木曜日になります。一応これまで同様、木曜日の午後1時半ということで、追加日程をご提案申し上げるものでございます。皆様方のご意見を頂戴し、ご了解いただければよろしいかなというふうに思いますが、よろしくご協議を願いたいと思います。

議長 今、事務局からお話し申し上げましたが、いいですか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

場所はどこにします。

鈴木事務局長 エポカを中心に、一応調整してみたいというふうに思いますので、決まり次第速やかにご連絡を申し上げたいと思います。

8.閉会

鈴木事務局長

それでは、大変長い間ご苦勞様でございます。閉会に当たりまして、千葉副会長から閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

千葉副会長 今日は熱心にご協議をいただきまして、この時間までになりました。さっきまで私は何か話そうかと思っていたんですが、時間も大変遅くなったので余計な話はやめにします。

さっき、中嶋委員さんからヘリコプターの話が出ました。これはアメリカあたりでいえば、新市になるような8万とか9万の都市の場合は、当然ヘリコプターを買って、緊急の入院患者その他についてはこれを救出するというのが当たり前のことなんですが、この辺はまだなかなかそうになっておらない。

数年前に、宮城県内で緊急の病人をうまく自動車とか何かして、やはり最後はヘリコプターで病院に連れて行って人の命を救ったという事例もあるようでございます。最近は何ワトリを山に埋めたりするのにも自衛隊が出てきてやる。それから春先、無謀な登山計画をして、凍傷にかかって死ぬかもしれない。あの時も自衛隊が出たり警察が出たり、何だか山の遭難とかニワトリのときだけ騒いで、人の命が地球よりも重いという、病気で死にそうな人を助けるためには自衛隊を出すとか、警察のヘリコプター、仙台市にも宮城県にもヘリコプターはありましたね。主に何に使っているかと、農家の人たちがゴミを焼いたりして煙を出したのを発見するため、それから自動車の灰、あれをやる人、むかし朝暗いうちに預かっていたモーターに火を点けるんですね、ああいうのはすぐ飛んでくるというんですね。そういうことのためにヘリコプターを使わない。人の命を助けるために出動するというのは当たり前だと。こういうこともよく栗原郡でも活躍した方がいいですね。中嶋さん、どうぞ頑張ってください。

今日は、どうもご苦勞様でした。

鈴木事務局長 どうも大変ご苦勞様でございました。

先ほど言い忘れまして。次回3月25日の時間ですが、今日と同じ1時30分ということで、若柳町ドリーム・パルというふうになりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

午後5時43分閉会